

目

次

	頁
第 23 号議案 埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例	98
第 24 号議案 埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例	126
第 25 号議案 知事の期末手当の特例に関する条例	127
第 26 号議案 埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例.....	128
第 27 号議案 埼玉県立障害者歯科診療所条例の一部を改正する条例	130
第 28 号議案 埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	131
第 29 号議案 介護保険法施行条例の一部を改正する条例	138
第 30 号議案 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例	169
第 31 号議案 児童福祉法施行条例の一部を改正する条例	197
第 32 号議案 埼玉県衛生試験等手数料条例の一部を改正する条例	203
第 33 号議案 地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計条例	204
第 34 号議案 食品衛生に関する条例を廃止する条例	205
第 35 号議案 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例	206
第 36 号議案 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例	222
第 37 号議案 埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例の一部を改正する条例	223
第 38 号議案 埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例	224
第 39 号議案 埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例	225

第 40 号議案 埼玉県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	226
--	-----

第二十三号議案

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例

(埼玉県手数料条例の一部改正)

第一条 埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第三条第十九号中「第七十三号」を「第七十五号」に改め、同条第二十号中「第七十四号」を「第七十六号」に改め、同条第二十一号中「第七十五号」を「第七十七号」に改め、同条第二十二号中「第七十六号」を「第七十八号」に改め、同条第二十三号中「第七十七号」を「第七十九号」に改め、同条第二十四号中「第七十八号」を「第八十号」に改め、同条第二十五号中「第七十九号」を「第八十一号」に改め、同条第二十六号中「第八十三号」を「第八十五号」に改める。
別表保健医療部の項第四号から第三十七号までを次のように改める。

<p>四 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)第三十五条の規定に基づく飲食店営業の許可の申請に対する審査</p>	<p>飲食店営業許可申請手数料</p>	<p>イ 新規営業許可の場合 一万七千六百円 ロ 営業許可継続の場合 一万四千元</p>
<p>五 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の許可</p>	<p>調理の機能を有する自動販売機により調理された食品を販売する営業許可申請手数</p>	<p>イ 新規営業許可の場合 六千八百円 ロ 営業許可継続の場合 五千四百円</p>

<p>の申請に対する 審査</p>	<p>六 食品衛生法第 五十五条第一項 及び食品衛生法 施行令第三十五 条の規定に基づ く食肉販売業の 許可の申請に対 する審査</p>	<p>七 食品衛生法第 五十五条第一項 及び食品衛生法 施行令第三十五 条の規定に基づ く魚介類販売業 の許可の申請に 対する審査</p>	<p>八 食品衛生法第 五十五条第一項 及び食品衛生法 施行令第三十五 条の規定に基づ く魚介類競り売 り営業の許可の 申請に対する審 査</p>	<p>九 食品衛生法第 五十五条第一項 及び食品衛生法 施行令第三十五 条の規定に基づ</p>
<p>料</p>	<p>食肉販売 業許可申 請手数料</p>	<p>魚介類販 売業許可 申請手数 料</p>	<p>魚介類競 り売り営 業許可申 請手数料</p>	<p>集乳業許 可申請手 数料</p>
	<p>イ 新規営業許可の場合 一万七百元 口 営業許可継続の場合 八千五百円</p>	<p>イ 新規営業許可の場合 一万七百元 口 営業許可継続の場合 八千五百円</p>	<p>イ 新規営業許可の場合 二万四千五百円 口 営業許可継続の場合 一万九千六百円</p>	<p>イ 新規営業許可の場合 一万七百元 口 営業許可継続の場合 八千五百円</p>

<p>く集乳業の許可 の申請に対する 審査</p>	<p>十 食品衛生法第 五十五条第一項 及び食品衛生法 施行令第三十五 条の規定に基づ く乳処理業の許 可の申請に対す る審査</p>	<p>十一 食品衛生法 第五十五条第一 項及び食品衛生 法施行令第三十 五条の規定に基 づく特別牛乳搾 取処理業の許可 の申請に対する 審査</p>	<p>十二 食品衛生法 第五十五条第一 項及び食品衛生 法施行令第二十 五条の規定に基 づく食肉処理業 の許可の申請に 対する審査</p>	<p>十三 食品衛生法 第五十五条第一 項及び食品衛生 法施行令第二十</p>
	<p>乳処理業 許可申請 手数料</p>	<p>特別牛乳 搾取処理 業許可申 請手数料</p>	<p>食肉処理 業許可申 請手数料</p>	<p>食品の放 射線照射 業許可申 請手数料</p>
<p>イ 新規営業許可の場合 二万四千五百円 ロ 営業許可継続の場合 一万九千六百円</p>	<p>イ 新規営業許可の場合 二万四千五百円 ロ 営業許可継続の場合 一万九千六百円</p>	<p>イ 新規営業許可の場合 二万四千五百円 ロ 営業許可継続の場合 一万九千六百円</p>	<p>イ 新規営業許可の場合 二万四千五百円 ロ 営業許可継続の場合 一万九千六百円</p>	<p>イ 新規営業許可の場合 二万四千五百円 ロ 営業許可継続の場合 一万九千六百円</p>

<p>五条の規定に基づく食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査</p>	<p>十四 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十条の規定に基づく菓子製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>十五 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十条の規定に基づくアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>十六 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十条の規定に基づく乳製品製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>十七 食品衛生法第五十五条第一</p>
	<p>菓子製造業許可申請手数料</p>	<p>アイスクリーム類製造業許可申請手数料</p>	<p>乳製品製造業許可申請手数料</p>	<p>清涼飲料水製造業</p>
	<p>イ 新規営業許可の場合 一万五千四百円 ロ 営業許可継続の場合 一万二千三百円</p>	<p>イ 新規営業許可の場合 一万五千四百円 ロ 営業許可継続の場合 一万二千三百円</p>	<p>イ 新規営業許可の場合 二万四千五百円 ロ 営業許可継続の場合 一万九千六百円</p>	<p>イ 新規営業許可の場合 二万四千五百円 ロ 営業許可継続の場合 一万九千六百円</p>

<p>二十一 食品衛生 の許可の申請に 対する審査</p>	<p>二十 食品衛生法 第五十五条第一 項及び食品衛生 法施行令第二十 五条の規定に基 づく氷雪製造業 の許可の申請に 対する審査</p>	<p>十九 食品衛生法 第五十五条第一 項及び食品衛生 法施行令第二十 五条の規定に基 づく水産製品製 造業の許可の申 請に対する審査</p>	<p>十八 食品衛生法 第五十五条第一 項及び食品衛生 法施行令第二十 五条の規定に基 づく食肉製品製 造業の許可の申 請に対する審査</p>	<p>液卵製造</p>	<p>氷雪製造 業許可申 請手数料</p>	<p>水産製品 製造業許 可申請手 数料</p>	<p>食肉製品 製造業許 可申請手 数料</p>	<p>イ 新規営業許可の場合 一万五千四百円</p>	<p>イ 新規営業許可の場合 二万四千五百円 ロ 営業許可継続の場合 一万九千六百円</p>	<p>イ 新規営業許可の場合 二万四千五百円 ロ 営業許可継続の場合 一万九千六百円</p>	<p>許可申請 手数料</p>
---------------------------------------	---	---	---	-------------	-------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	----------------------------	--	--	---------------------

<p>法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づき液卵製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>業許可申請手数料</p>	<p>口 営業許可継続の場合 一万二千三百円</p>
<p>二十二 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づき食用油脂製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>食用油脂製造業許可申請手数料</p>	<p>イ 新規営業許可の場合 二万四千五百円 口 営業許可継続の場合 一万九千六百円</p>
<p>二十三 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づきみそ又はしょうゆ製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料</p>	<p>イ 新規営業許可の場合 一万七千六百円 口 営業許可継続の場合 一万四千元</p>
<p>二十四 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づき酒類製造業の許可の申請</p>	<p>酒類製造業許可申請手数料</p>	<p>イ 新規営業許可の場合 一万七千六百円 口 営業許可継続の場合 一万四千元</p>

<p>二十八 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づき、そうざい製造業の許可の</p>	<p>二十七 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づき、麵類製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>二十六 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づき、納豆製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>二十五 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づき、豆腐製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>に対する審査</p>
<p>そうざい製造業許可申請手数料</p>	<p>麵類製造業許可申請手数料</p>	<p>納豆製造業許可申請手数料</p>	<p>豆腐製造業許可申請手数料</p>	
<p>イ 新規営業許可の場合 二万四千五百円 ロ 営業許可継続の場合 一万九千六百円</p>	<p>イ 新規営業許可の場合 一万五千四百円 ロ 営業許可継続の場合 一万二千三百円</p>	<p>イ 新規営業許可の場合 一万五千四百円 ロ 営業許可継続の場合 一万二千三百円</p>	<p>イ 新規営業許可の場合 一万五千四百円 ロ 営業許可継続の場合 一万二千三百円</p>	

<p>申請に対する審査</p>	<p>二十九 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づき複合型そらざい製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>三十 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づき冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>三十一 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づき複合型冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>三十二 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三</p>
	<p>複合型そらざい製造業許可申請手数料</p>	<p>冷凍食品製造業許可申請手数料</p>	<p>複合型冷凍食品製造業許可申請手数料</p>	<p>漬物製造業許可申請手数料</p>
<p>イ 新規営業許可の場合 三万五千元 ロ 営業許可継続の場合 二万八千元</p>	<p>イ 新規営業許可の場合 二万四千五百円 ロ 営業許可継続の場合 一万九千六百元</p>	<p>イ 新規営業許可の場合 三万五千元 ロ 営業許可継続の場合 二万八千元</p>	<p>イ 新規営業許可の場合 一万五千四百円 ロ 営業許可継続の場合 一万二千三百円</p>	<p>イ 新規営業許可の場合 一万五千四百円 ロ 営業許可継続の場合 一万二千三百円</p>

<p>三十五 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく添加物製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>三十四 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく食品の分け業の許可の申請に対する審査</p>	<p>三十三 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく密封包装食品製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>十五条の規定に基づく漬物製造業の許可の申請に対する審査</p>
<p>添加物製造業許可申請手数料</p>	<p>食品の小分け業許可申請手数料</p>	<p>密封包装食品製造業許可申請手数料</p>	
<p>イ 新規営業許可の場合 二万四千五百円 ロ 営業許可継続の場合 一万九千六百円</p>	<p>イ 新規営業許可の場合 一万五千四百円 ロ 営業許可継続の場合 一万二千三百円</p>	<p>イ 新規営業許可の場合 二万四千五百円 ロ 営業許可継続の場合 一万九千六百円</p>	
<p>三十六 食品衛生法又は食品衛生</p>	<p>食品に関する営業</p>	<p>一通につき 七百五十円</p>	

<p>法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の規定に基づく許可を受けた者又は申請若しくは届出を行った者の依頼に基づき実施する営業に関する証明書 の交付</p>	<p>証明書交 付手数料</p>	
<p>三十七 削除</p>		

別表保健医療部の項中第八十二号を第八十五号とし、第六十四号から第八十一号までを三号ずつ繰り下げ、同項第六十三号を同項第六十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

<p>百六十六 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条第二項第七号の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の製造工程の区分ごとの適合性調査の申請に対する審査</p>	<p>医薬品又は医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の区分適合性調査申請手数料</p>	<p>イ 医薬品についての適合性調査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 無菌医薬品に係る場合（ ）に掲げる場合を除く。（ 十九万八千円に品目ごとに三千三百円及び製造販売業者ごとに九千円を加えた金額 一般医薬品に係る場合（ ）に掲げる場合を除く。（ 十三万七千円に品目ごとに二千円及び製造販売業者ごとに九千円を加えた金額 医薬品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う場合 七万五千円に品目ごとに五百円及び製造販売業者ごとに九千円を加えた</p>
--	--	---

金額	<p>□ 医薬部外品についての適合性調査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>無菌医薬部外品に係る場合（に掲げる場合を除く。）</p> <p>十五万五千六百円に品目ごとに三千三百円及び製造販売業者ごとに九千円を加えた金額</p> <p>一般医薬部外品に係る場合（に掲げる場合を除く。）</p> <p>十万八千八百円に品目ごとに二千円及び製造販売業者ごとに九千円を加えた金額</p> <p>医薬部外品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う場合</p> <p>五万七千三百円に品目ごとに五百円及び製造販売業者ごとに九千円を加えた金額</p>

別表保健医療部の項中第六十二号を第六十四号とし、第五十七号から第六十一号までを二号ずつ繰り下げ、同項第五十六号中「第八十条第三項第三号の規定に基づく医療機器又は」を「第八十条第二項第三号及び第三項第三号の規定に基づく保管のみを行う医薬品、医薬部外品若しくは化粧品等の製造業又は医療機器若しくは」に、「医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録申請手数料」を「医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録申請手数料」に改め、同号中口をホとし、イをニとし、イから八までとして次のように加える。

イ 医薬品の製造に係る登録	三万八千三百円
ロ 医薬部外品の製造に係る登録	三万八千三百円
ハ 化粧品の製造に係る登録	三万八千三百円

別表保健医療部の項中第五十六号を第五十八号とし、第三百三十三号から第三百五十五号までを二号ずつ繰り下げ、同項第三百二十二号の次に次の二号を加える。

<p>百三十三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六条の二第一項の規定に基づく地域連携薬局の認定の申請に対する審査</p>	<p>地域連携 薬局認定 申請手数料</p>	<p>一万二千元</p>
<p>百三十四 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六条の三第一項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の申請に対する審査</p>	<p>専門医療 機関連携 薬局認定 申請手数料</p>	<p>一万二千元</p>

別表保健医療部の項に次の二号を加える。

<p>百八十六 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）第十五条第二項の規定に基づく輸出証明書（農林水産物及び食品の輸出</p>	<p>輸出証明書 書発行申請 手数料</p>	<p>八百七十円</p>
--	--------------------------------	--------------

<p>百八十七 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第十七条第二項の規定に基づく適合施設（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則第十五条各号に掲げる農林水産物又は食品のうち主務大臣が厚生労働大臣のものに係るものに限る。）の認定の申請に対する審査</p>	<p>の促進に関する法律施行規則（令和二年財務省・厚生労働省・農林水産省令第一号）第四条第一号に掲げる農林水産物又は食品のうち主務大臣が厚生労働大臣のものに係るものに限る。）の発行の申請に対する審査</p>
	<p>適合施設 認定申請 手数料</p>
	<p>イ 知事が実地に検査を行う場合 二万九百円 ロ イ以外の場合 一万四百円</p>

別表農林部の項第五十五号を次のように改める。

<p>五十五 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第十五条第二項の規定に基づく輸出証明書（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則第四条第一号及び第三号に掲げる農林水産物又は食品のうち主務大臣が農林水産大臣のものに係るものに限る。）の発行の申請に対する審査</p>	<p>輸出証明書 発行申請手数料</p>	<p>八百七十円</p>
--	--------------------------	--------------

別表農林部の項中第五十七号を第五十八号とし、第五十六号を第五十七号とし、第五十五号の次に次の一号を加える。

<p>五十六 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第十七条第二項の規定に基づく適合施設（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則第十</p>	<p>適合施設 認定申請 手数料</p>	<p>イ 知事が実地に検査を行う場合 二万九百円 ロ イ以外の場合 一万四百円</p>
--	------------------------------	---

<p>五条各号に掲げる農林水産物又は食品のうち主務大臣が農林水産大臣のものに係るものに限る。）の認定の申請に対する審査</p>

別表都市整備部の項第一号中「第百十四号イ及び第百十九号イ」を「第百十六号イ及び第百二十一号イ」に改め、同項第五号中「第百八号八、第百十四号八及び第百十九号八」を「第百十号八、第百十六号八及び第百二十一号八」に改め、同項第百二十三号イ中「第二十九条第三項」を「第三十四条第三項」に、「第三十条第一項」を「第三十五条第一項」に、「第三十一条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同号イ中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号イ中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号イ中「を」とし、の次に次のように加える。

床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの
九千五百円

別表都市整備部の項第百二十三号口中「を」とし、からまでをからまでとし、同号口中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号口中「を」とし、の次に次のように加える。

床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの
十六万七千円

別表都市整備部の項第百二十三号八中「を」とし、からまでをからまでとし、同号八中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号八中「を」とし、の次に次のように加える。

床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの
六万五千円

別表都市整備部の項第百二十三号を同項第百二十五号とし、同項第百二十二号中「第三十六条第一項」を「第四十一条第一項」に改め、同号イ中「第二条第三

号」を「第二条第一項第三号」に改め、同号イ 中(六)を(七)とし、(三)から(五)までを(四)から(六)までとし、同号イ (二)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号イ 中(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの

一万九千円

別表都市整備部の項第二百二十二号二中 を とし、 から までを から までとし、同号二 中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号二中 を とし、 の次に次のように加える。

床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの

三十三万四千円

別表都市整備部の項第二百二十二号水中 を とし、 から までを から までとし、同号水 中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号水中 を とし、 の次に次のように加える。

床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの

十三万円

別表都市整備部の項第二百二十二号を同項第二百二十四号とし、同項第二百二十一号中「第三十一条第一項」を「第三十六条第一項」に、「第三十条第二項」を「第三十五条第二項」に、「第一百十九号金額の欄イ」を「第一百二十一号金額の欄イ」に、「第一百十九号金額の欄ロ」を「第一百二十一号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第二百二十三号とし、同項第二百二十号中「第三十一条第一項」を「第三十六条第一項」に、「第一百十八号金額の欄」を「第一百二十号金額の欄」に、「第三十条第一項各号」を「第三十五条第一項各号」に改め、同号イ 中(六)を(七)とし、(三)から(五)までを(四)から(六)までとし、同号イ (二)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号イ 中(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの

九千五百円

別表都市整備部の項第二百二十号八中 を とし、 から までを から までとし、同号八 中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号八中 を とし、 の次に次のように加える。

床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの

十六万七千円

別表都市整備部の項第二十号二中をとし、からまでをからまでとし、同号二中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号二中をとし、の次に次のように加える。

床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの

六万五千円

別表都市整備部の項第二十号を同項第二百二十号とし、同項第一百十九号中「第二十九条第一項」を「第三十四条第一項」に、「第三十条第二項」を「第三十五条第二項」に改め、同号を同項第二百一十一号とし、同項第一百八号中「第二十九条第一項」を「第三十四条第一項」に、「第三十条第一項各号」を「第三十五条第一項各号」に、「第二百二十号イ」を「第二百二十二号イ」に、「第二百二十二号イ」を「第二百二十四号イ」に改め、同号イ中(六)を(七)とし、(三)から(五)までを(四)から(六)までとし、同号イ(二)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号イ中(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの

一万九千円

別表都市整備部の項第一百八号八中をとし、からまでをからまでとし、同号八中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号八中をとし、の次に次のように加える。

床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの

三十三万四千円

別表都市整備部の項第一百八号二中をとし、からまでをからまでとし、同号二中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号二中をとし、の次に次のように加える。

床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの

十三万円

別表都市整備部の項第一百八号を同項第二百二十号とし、同項第一百七号中「第二十九条第三項」を「第三十四条第三項」に、「第三十条第一項」を「第三十五条第一項」に、「第三十一条第一項」を「第三十六条第一項」に、「第二百二十三

号」を「第二百二十五号」に改め、同号イ 中(六)を(七)とし、(三)から(五)までを(四)から(六)までとし、同号イ (二)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号イ 中(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの
一万九千円

別表都市整備部の項第一百七号イ 中(六)を(七)とし、(三)から(五)までを(四)から(六)までとし、同号イ (二)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号イ 中(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの
九千五百円

別表都市整備部の項第一百七号ロ 中(六)を(七)とし、(三)から(五)までを(四)から(六)までとし、同号ロ (二)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号ロ 中(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの
三十三万四千元

別表都市整備部の項第一百七号ハ 中(六)を(七)とし、(三)から(五)までを(四)から(六)までとし、同号ハ (二)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号ハ 中(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの
十三万円

別表都市整備部の項第一百七号ニ 中(六)を(七)とし、(三)から(五)までを(四)から(六)までとし、同号ニ (二)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号ニ 中(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの
十六万七千円

別表都市整備部の項第一百七号ハ 中(六)を(七)とし、(三)から(五)までを(四)から(六)までとし、同号ハ (二)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号ハ 中(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの

六万五千円

別表都市整備部の項第一百七号を同項第一百十九号とし、同項第一百十六号中「第百十四号金額の欄イ」を「第百十六号金額の欄イ」に、「第百十四号金額の欄ロ」を「第百十六号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第一百十八号とし、同項第一百十五号イ 中(六)を(七)とし、(三)から(五)までを(四)から(六)までとし、同号イ (二)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号イ 中(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

(二) 床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの
九千五百円

別表都市整備部の項第一百五号ロ 中(六)を(七)とし、(三)から(五)までを(四)から(六)までとし、同号ロ (二)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号ロ 中(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

(二) 床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの
七万二千五百円

別表都市整備部の項第一百五号ロ 中(六)を(七)とし、(三)から(五)までを(四)から(六)までとし、同号ロ (二)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号ロ 中(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

(二) 床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの
十五万八千五百円

別表都市整備部の項第一百五号ロ 中(六)を(七)とし、(三)から(五)までを(四)から(六)までとし、同号ロ (二)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号ロ 中(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

(二) 床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの
五万九千円

別表都市整備部の項第一百五号を第百十七号とし、第百十四号を第百十六号とし、同項第一百十三号中「この号及び第百十五号」を「この号及び第百十七号」に、「(二)から(六)まで及び第百十五号イ」を「(二)から(七)まで及び第百十七号イ」に改め、同号イ 中(六)を(七)とし、(三)から(五)までを(四)から(六)までとし、同号イ (二)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号イ 中(二)を(三)とし、

(一)の次に次のように加える。

(二) 床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの
一万九千円

別表都市整備部の項第百十三号口 中「第百十五号口」を「第百十七号口」に改め、同号口 中(六)を(七)とし、(三)から(五)までを(四)から(六)までとし、同号口 (二)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号口 中(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

(二) 床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの
十四万五千円

別表都市整備部の項第百十三号口 中(六)を(七)とし、(三)から(五)までを(四)から(六)までとし、同号口 (二)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号口 中(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

(二) 床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの
三十一万七千円

別表都市整備部の項第百十三号口 中(六)を(七)とし、(三)から(五)までを(四)から(六)までとし、同号口 (二)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号口 中(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

(二) 床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの
十一万八千円

別表都市整備部の項第百十三号を第百十五号とし、第百十二号を第百十四号とし、第百十一号を第百十三号とし、同項第百十号中「第百八号金額の欄イ」を「第百十号金額の欄イ」に、「第百八号金額の欄ロ」を「第百十号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第百十二号とし、同項第百九号を第百十一号とし、第百八号を第百十号とし、同項第百七号イ中「第百九号」を「第百十一号」に、「第百十号」を「第百十二号」に改め、同号口中「第百九号」を「第百十一号」に改め、同号を同項第百九号とし、同項中第百六号を第百八号とし、第百八号から第百五号までを二号ずつ繰り下げ、同項第八十七号中「第八十二号」を「第八十四号」に改め、同号を同項第八十九号とし、同項中第八十六号を第八十八号とし、第三十六号から第八十五号までを二号ずつ繰り下げ、同項第三十五号の次に次の二号を加える。

<p>三十六 建築基準法第六十条の二の二第一項第二号の規定に基づく建築物の建蔽率の最高限度又は壁面の位置の制限の特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>居住環境 向上用途 誘導地区 内における建築物の建蔽率の最高限度又は壁面の位置の制限の特例許可 申請手数料</p>	<p>十六万円</p>
<p>三十七 建築基準法第六十条の二の二第三項ただし書の規定に基づく建築物の高さの最高限度の特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>居住環境 向上用途 誘導地区 内における建築物の高さの最高限度の特例許可 申請手数料</p>	<p>十六万円</p>

第二条 埼玉県手数料条例の一部を次のように改正する。

別表保健医療部の項中第八十七号を第八十九号とし、第八十九号から第百八十六号までを二号ずつ繰り下げ、同項第百六十六号イ及び中「」を「及び」に改め、同号イ中「場合」の下に「」に掲げる場合を除く。「」を加え、同号イに次のように加える。

<p>保管製造所において行う場合 七万千五百円に品目ごとに五百円及び製造販売業者ごとに九千円を加えた金額</p>
--

別表保健医療部の項第百六十六号ロ及び中「」を「及び」に改め、

同号口 中「場合」の下に「()」に掲げる場合を除く。「()」を加え、同号口に次のように加える。

保管製造所において行う場合

五万七千三百円に品目ごとに五百円及び製造販売業者ごとに九千円
を加えた金額

別表保健医療部の項第百六十六号を同項第百六十八号とし、同項第百六十五号イ 中「の承認」を削り、「及び」を「から」まで「に」、「十五万五千六百円」を「十九万八千円」に改め、同号イ 中「の承認」を削り、「及び」を「から」まで「に」、「十万八千八百円」を「十三万七千円」に改め、同号イ 中「場合」の下に「()」に掲げる場合を除く。「()」を加え、「五万七千三百円」を「七万五千五百円」に改め、同号イ 中「五万七千三百円」を「七万五千五百円」に改め、同号イに次のように加える。

保管製造所において行う場合

七万五千五百円に品目ごとに五百円を加えた金額

別表保健医療部の項第百六十五号口 中「の承認」を削り、「及び」を「から」まで「に」改め、同号口 中「の承認」を削り、「及び」を「から」まで「に」改め、同号口 中「場合」の下に「()」に掲げる場合を除く。「()」を加え、同号口に次のように加える。

保管製造所において行う場合

五万七千三百円に品目ごとに五百円を加えた金額

別表保健医療部の項第百六十五号を同項第百六十七号とし、同項第百六十四号イ 中「の承認」を削り、「及び」を「から」まで「に」、「八万三千元」を「十万六千六百円」に改め、同号イ 中「の承認」を削り、「及び」を「から」まで「に」、「五万百円」を「六万三千五百円」に改め、同号イ 中「場合」の下に「()」に掲げる場合を除く。「()」を加え、「二万四千九百円」を「三万六百元」に改め、同号イ 中「二万四千九百円」を「三万六百元」に改め、同号イに次のように加える。

保管製造所において行う場合

三万六百元

別表保健医療部の項第百六十四号口 中「の承認」を削り、「及び」を「から」まで「に」改め、同号口 中「の承認」を削り、「及び」を「から」まで「

に改め、同号ロ 中「場合」の下に「」に掲げる場合を除く。「」を加え、
号ロに次のように加える。

保管製造所において行う場合

二万四千九百円

別表保健医療部の項第六十四号を同項第六十六号とし、同項第六十三号
イ 中「及び」を「から まで」に、「十五万五千六百円」を「十九万八千円」
に改め、同号イ 中「及び」を「から まで」に、「十万八千八百円」を「十
三万七千円」に改め、同号イ 中「場合」の下に「」に掲げる場合を除く。「
」を加え、「五万七千三百円」を「七万五千五百円」に改め、同号イ 中「五万七千
三百円」を「七万五千五百円」に改め、同号イに次のように加える。

保管製造所において行う場合

七万五千五百円に品目ごとに五百円を加えた金額

別表保健医療部の項第六十三号ロ 及び 中「及び」を「から まで」に
改め、同号ロ 中「場合」の下に「」に掲げる場合を除く。「」を加え、同
ロに次のように加える。

保管製造所において行う場合

五万七千三百円に品目ごとに五百円を加えた金額

別表保健医療部の項第六十三号を同項第六十五号とし、同項第六十二号
中「基づく製造販売の承認の申請時」の下に「又は承認事項に係る変更計画の確
認時」を加え、「製造販売の承認の申請時における医薬品、医薬部外品又は医療
機器の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査申請手数料」を「製造販売の承
認の申請時又は承認事項に係る変更計画の確認時における医薬品、医薬部外品又
は医療機器の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査申請手数料」に改め、同
号イ 中「及び」を「から まで」に、「八万三千元」を「十万六千六百円」
に改め、同号イ 中「及び」を「から まで」に、「五万百円」を「六万三千
五百円」に改め、同号イ 中「場合」の下に「」に掲げる場合を除く。「」を
加え、「二万四千九百円」を「三万六百元」に改め、同号イ 中「二万四千九百
円」を「三万六百元」に改め、同号イに次のように加える。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法

律第十三条の二の二第一項の登録を受けた製造所において保管のみを
行う場合（以下「保管製造所において行う場合」という。）

別表保健医療部の項第百六十二号ロ 及び 中「及び」を「から まで」に改め、同号ロ 中「場合」の下に「(」に掲げる場合を除く。)」を加え、同号ロに次のように加える。

保管製造所において行う場合

二万四千九百元

別表保健医療部の項第百六十二号を第百六十四号とし、第百六十一号を第百六十三号とし、第百六十号を第百六十二号とし、同項第百五十九号中「第八十条第三項第三号の規定に基づく医療機器又は」を「第八十条第二項第三号及び第三項第三号の規定に基づく保管のみを行う医薬品、医薬部外品若しくは化粧品の製造業又は医療機器若しくは」に、「医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録更新申請手数料」を「医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録更新申請手数料」に改め、同号中ロをホとし、イをニとし、イから八までとして次のように加える。

イ	医薬品の製造に係る登録の更新	二万八千百円
ロ	医薬部外品の製造に係る登録の更新	二万八千百円
ハ	化粧品の製造に係る登録の更新	二万八千百円

別表保健医療部の項第百五十九号を第百六十一号とし、第百五十三号から第百五十八号までを二号ずつ繰り下げ、同項第百五十二号中「基づく医薬品、医薬部外品若しくは化粧品の製造業の許可証」の下に「若しくは登録証、同項第七号の規定に基づく医薬品若しくは医薬部外品の製造工程の区分ごとの基準確認証」を加え、「医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品若しくは再生医療等製品の製造販売業の許可証、医薬品、医薬部外品若しくは化粧品の製造業の許可証、医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造業の許可証、医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造販売業の許可証、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品若しくは再生医療等製品の製造販売業の許可証、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品若しくは化粧品の製造業の許可証若しくは登録証、医薬品若しくは医薬部外品の製造工程の区分ごとの基準確認証、医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造業の登録証又は医療機器修理業の許可証の再交付手数料」に改め、同号を同項第百五十四号とし、同項第百五十一号中「基づく医薬品、医薬部外品若しくは化粧品の製造業の許可証」の下に「若しくは登録証、同項第七号の規定に基づく医薬品若しくは医薬部外品の製造工程の区分ごとの基準確認証」を加え、「医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品若しくは再生医療等製品

の製造販売業の許可証、医薬品、医薬部外品若しくは化粧品の製造業の許可証、医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造業の登録証又は医療機器修理業の許可証の書換え交付手数料」を「医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品若しくは再生医療等製品の製造販売業の許可証、医薬品、医薬部外品若しくは化粧品の製造業の許可証若しくは登録証、医薬品若しくは医薬部外品の製造工程の区分ごとの基準確認証、医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造業の登録証又は医療機器修理業の許可証の書換え交付手数料」に改め、同号を同項第百五十三号とし、同項第百五十号中「第一条の六第二項」を「第一条の四第二項」に改め、「開設の許可証」の下に、「同令第二条の九第二項の規定に基づく地域連携薬局若しくは専門医療機関連携薬局の認定証」を加え、「薬局開設許可証、医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業許可証、再生医療等製品販売業許可証又は医薬品の販売先等変更許可証の再交付手数料」を「薬局開設許可証、地域連携薬局若しくは専門医療機関連携薬局認定証、医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業許可証、再生医療等製品販売業許可証又は医薬品の販売先等変更許可証の再交付手数料」に改め、同号を同項第百五十二号とし、同項第百四十九号中「第一条の五第二項」を「第二条の三第二項」に改め、「開設の許可証」の下に、「同令第二条の八第二項の規定に基づく地域連携薬局若しくは専門医療機関連携薬局の認定証」を加え、「薬局開設許可証、医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業許可証、再生医療等製品販売業許可証又は医薬品の販売先等変更許可証の書換え交付手数料」を「薬局開設許可証、高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業許可証、再生医療等製品販売業許可証又は医薬品の販売先等変更許可証の書換え交付手数料」に改め、同号を同項第百五十一号とし、同項第百四十八号中「第四十条の五第四項」を「第四十条の五第六項」に改め、同号を同項第百五十号とし、同項第百四十七号を同項第百四十九号とし、同項第百四十六号中「第三十九条第四項」を「第三十九条第六項」に改め、同号を同項第百四十八号とし、同項第百四十五号を第百四十七号とし、第百三十五号から第百四十四号までを二号ずつ繰り下げ、同項第百三十四号を同項第百三十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

百三十六 医薬品、 医療機器等の品 質、有効性及び 安全性の確保等	専門医療 機関連携 薬局認定 更新申請	一万二千円
--	------------------------------	-------

に関する法律第六条の三第五項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の更新の申請に対する審査	手数料	
--	-----	--

別表保健医療部の項第三百三十三号の次に次の一号を加える。

百三十四 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六条の二第四項の規定に基づく地域連携薬局の認定の更新の申請に対する審査	地域連携 薬局認定 更新申請 手数料	一万二千円
--	-----------------------------	-------

(埼玉県証紙条例の一部改正)

第三条 埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の項第六十三号中「医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録申請手数料」を「医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録更新申請手数料」に改め、同項第六十七号中「製造販売の承認の申請時における医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査申請手数料」を「製造販売の承認の申請時又は承認事項に係る変更計画の確認時における医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査申請手数料」に改め、同項第四百六号を第四百十一号とし、第三百八号から第四百五号までを五号ずつ繰り下げ、第三百七号を第三百十号とし、

同号の次に次の二号を加える。

三百十一 居住環境向上用途誘導地区内における建築物の建蔽率の最高限度又は壁面の位置の制限の特例許可申請手数料
三百十二 居住環境向上用途誘導地区内における建築物の高さの最高限度の特例許可申請手数料

別表埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の項中第三百六号を第三百九号とし、第二百三十八号から第三百五号までを三号ずつ繰り下げ、第二百三十七号を第二百三十八号とし、同号の次に次の二号を加える。

二百三十九 輸出証明書発行申請手数料（農林部所管のものに限る。）
二百四十 適合施設認定申請手数料（農林部所管のものに限る。）

別表埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の項中第二百三十六号を第二百三十七号とし、第七十一号から第二百三十五号までを一号ずつ繰り下げ、第七十号の次に次の一号を加える。

百七十一 医薬品又は医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の区分適合性調査申請手数料

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第一条中別表保健医療部の項第四号から第三十七号までの改正規定は令和三年六月一日から、第二条の規定及び第三条中別表埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の項第三百六十四号及び第三百六十七号の改正規定は令和三年八月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の埼玉県手数料条例別表保健医療部の項第四号から第三十五号までの規定は、当該規定の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

3 改正後の埼玉県手数料条例別表都市整備部の項第一百五号、第一百七号、第一百十九号、第二百十号、第二百十二号、第二百十四号及び第二百五号の規定は、当該規定の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

4 第二条の規定による改正後の埼玉県手数料条例別表保健医療部の項第三百六十四号から第三百六十七号までの規定は、当該規定の施行の日以後にされる申請に係る

手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

5 第一条の規定による改正後の埼玉県手数料条例別表保健医療部の項第三百三十三号及び第三百三十四号の規定の適用については、令和三年四月一日から令和三年七月三十一日までの間は、これらの規定中「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」とあるのは「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）第二条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」とする。

6 第一条の規定による改正後の埼玉県手数料条例別表保健医療部の項第一百五十八号及び第三百六十六号の規定の適用については、令和三年四月一日から令和三年七月三十一日までの間は、これらの規定中「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」とあるのは「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和三年政令第一号）第一条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」とする。

令和三年二月十九日提出

埼玉県知事 大野元裕

提案理由

建築基準法等の一部改正等に伴い、居住環境向上用途誘導地区内における建築物の建蔽率の最高限度又は壁面の位置の制限の特例許可申請手数料等の額を定め、証拠紙による収入の方法により徴収することとし、及び飲食店営業許可申請手数料等の額の改定等をしたので、この案を提出するものである。

第二十四号議案

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「六千八百五十七人」を「六千九百七十六人」に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

令和三年二月十九日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

新型コロナウイルス感染症対応体制及び児童虐待防止対策体制の強化に対処するため、職員の定数を改定したいので、この案を提出するものである。

第二十五号議案

知事の期末手当の特例に関する条例

知事の期末手当は、特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和二十四年埼玉県条例第二十八号）第三条第一項の規定にかかわらず、支給しない。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（知事等の給与等の特例に関する条例の廃止）

2 知事等の給与等の特例に関する条例（平成二十五年埼玉県条例第三十三号）は、廃止する。

（この条例の失効）

3 この条例は、令和四年三月三十一日限り、その効力を失う。

令和三年二月十九日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提案理由

現下の厳しい社会経済情勢に鑑み、知事の期末手当を支給しない特例を定めたいので、この案を提出するものである。

第二十六号議案

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例（平成二十四年埼玉県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第四条第六号中「これ」を「当該書類（イに掲げる書類（定款等を除く。））については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）」に改める。

第十条第五項中「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 指定特定非営利活動法人は、前項の請求があつた場合において事業報告書等又は役員名簿を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。

第十三条第一項中「書類」の下に「（同項第三号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。）」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該各号に掲げる書類を提出することを要しない。

一 指定特定非営利活動法人が知事所轄法人であつて法第二十九条の規定により事業報告書等を提出している場合 当該事業報告書等

二 既に知事に提出されている前条第二項第二号に掲げる書類の内容に変更がない場合 当該書類

第十四条中「、これ」を「、これらの書類（事業報告書等又は役員名簿については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）」に改める。

第十八条第二項第四号中「第十条第五項」を「第十条第六項」に改める。

附則

1 この条例は、令和三年六月九日から施行する。

2 改正後の第十三条第一項の規定は、埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例第二条第二項に規定する指定特定非営利活動法人（以下「指定特定非営利活動法人」という。）がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、指定特定非営利活動法人が施行日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお従前の例による。

令和三年二月十九日提出

埼玉県知事

大野元裕

提案理由

特定非営利活動促進法の一部改正を踏まえ、指定特定非営利活動法人に関する書類について、個人の住所に係る記載の部分を閲覧等の対象から除外したいので、この案を提出するものである。

第二十七号議案

埼玉県立障害者歯科診療所条例の一部を改正する条例

埼玉県立障害者歯科診療所条例（昭和五十七年埼玉県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表埼玉県立皆光園障害者歯科診療所の項中「千九百九十八番地」を「千九百九十六番地二」に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

令和三年二月十九日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

埼玉県立皆光園障害者歯科診療所の位置を変更したいので、この案を提出するものである。

第二十八号議案

埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年埼玉県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十四条」を「第三十四条の二」に、
「第四節 都市型軽費老人ホーム」
四十条）

「設備及び運営に関する基準（第三十五条―第四節 都市型軽費老人ホーム）を
四十条）

「設備及び運営に関する基準（第三十五条―第五節 雑則（第四十条の二）に、
「第三節 設備及び運営

に関する基準（第四十三条―第六十九条の三）を
第四節 雑則（第六十九条の三）

「第四十三条―第六十九条の二」に、
「第百条」を「第百条の二」に、

「ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び
運営に関する基準（第百十八条―第百二十一条）

第二十三条第二項中「第三十四条」を「第三十四条の二」に改める。
第二十五条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該軽費老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。第六十三条第三項後段及び第九十三条第三項後段において同じ。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二十五条に次の一項を加える。

4 軽費老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二十五条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第二十五条の二 業務継続計画の策定等に係る基準は、省令第二十四条の二に規定する基準の例によることとする。

第二十七条を次のように改める。

（衛生管理等）

第二十七条 衛生管理等に係る基準は、省令第二十六条に規定する基準の例によることとする。

第二十九条に次の一項を加える。

2 軽費老人ホームは、前項に規定する事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三十四条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第三十四条の二 虐待の防止に係る基準は、省令第三十三条の二に規定する基準の例によることとする。

第四十条中「第三十四条まで」を「第三十四条の二まで」に、「第三十条」を「第二十五条の二中」「第二十四条の二」とあるのは「第三十九条において準用する省令第二十四条の二」と、第二十七条中「第二十六条」とあるのは「第三十九条において準用する省令第二十六条」と、第三十条「に改め、「省令第三十三条」と」の下に、「第三十四条の二中」「第三十三条の二」とあるのは「第三十九条において準用する省令第三十三条の二」と」を加える。

第二章に次の一節を加える。

第五節 雑則

(電磁的記録等)

第四十条の二 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、交付、保存その他これらに類するものうち、この章の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条、第六十九条の三及び第二百二十二条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第六十九条の三及び第二百二十二条第一項において同じ。）により行うことができる。

2 軽費老人ホーム及びその職員は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の他人の知覚によって認識することができない方法をいう。第二百二十二条第二項において同じ。）によることができる。

第四十二条に次の一項を加える。

4 養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第四十七条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第四十八条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第六十一条第二項中「第六十九条」を「第六十九条の二」に改める。

第六十三条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該養護老人ホームは、全ての職員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第六十三条に次の一項を加える。

4 養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において

行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第六十三条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第六十三条の二 業務継続計画の策定等に係る基準は、省令第二十三条の二に規定する基準の例によることとする。

第六十四条を次のように改める。

(衛生管理等)

第六十四条 衛生管理等に係る基準は、省令第二十四条に規定する基準の例によることとする。

第六十九条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第六十九条の二 虐待の防止に係る基準は、省令第三十条に規定する基準の例によることとする。

第三章に次の一節を加える。

第四節 雑則

(電磁的記録等)

第六十九条の三 養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

第七十一条に次の一項を加える。

5 特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第七十六条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第七十七条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 特別養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第九十二条第二項中「第百条」を「第百条の二」に改める。

第九十三条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該特別養護老人ホームは、全ての職員に対し、認知症介護に係る基

礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第九十三条に次の一項を加える。

4 特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第九十三条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第九十三条の二 業務継続計画の策定等に係る基準は、省令第二十四条の二に規定する基準の例によることとする。

第九十五条を次のように改める。

(衛生管理等)

第九十五条 衛生管理等に係る基準は、省令第二十六条に規定する基準の例によることとする。

第百条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第百条の二 虐待の防止に係る基準は、省令第三十一条の二に規定する基準の例によることとする。

第百二条に次の一項を加える。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第百三条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第百十一条中「第九十二条まで」の下に、「第九十三条の二」を加え、「第百条まで」を「第百条の二まで」に、「第九十七条」を「第九十三条の二」「第二十四条の二」とあるのは「第四十二条において準用する省令第二十四条の二」と、第九十五条中「第二十六条」とあるのは「第四十二条において準用する省令第二十六条」と、第九十七条「に改め、「省令第三十一条」と」の下に、「第百条の二中」「第三十一条の二」とあるのは「第四十二条において準用する省令第三十一条の二」とを加える。

第百十六条第一項中「協議会」の下に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下この項において「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」と

いう。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならぬ。)を加える。

第一百七十七条中「及び第一百条」を、「第一百条及び第一百条の二」に、「第一百条まで」を「第一百条の二まで」に改め、「第一百条」との下に、「第九十三条の二中」「第二十四条の二」とあるのは「第五十九条において準用する省令第二十四条の二」と、第九十五条中「第二十六条」とあるのは「第五十九条において準用する省令第二十六条」とを、「省令第三十一条」との下に、「第一百条の二中」「第三十一条の二」とあるのは「第五十九条において準用する省令第三十一条の二」とを加える。

第二百一十一条中「第九十二条まで」の下に、「第九十三条の二」を、「第一百条」の下に「第一百条の二、」を加え、「第一百条まで」を「第一百条の二まで」に改め、「第一百六条」との下に、「第九十三条の二中」「第二十四条の二」とあるのは「第六十三条において準用する省令第二十四条の二」と、第九十五条中「第二十六条」とあるのは「第六十三条において準用する省令第二十六条」とを、「省令第三十一条」との下に、「第一百条の二中」「第三十一条の二」とあるのは「第六十三条において準用する省令第三十一条の二」とを加える。

第四章に次の一節を加える。

第六節 雑則

(電磁的記録等)

第二百二十二条 特別養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 特別養護老人ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの(以下この項において「説明等」という。)のうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

附則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

令和三年二月十九日提出

埼玉県知事 大野元裕

提 案 理 由

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、軽費老人ホーム等に係る運営に関する基準を改定等したいので、この案を提出するものである。

第二十九号議案

介護保険法施行条例の一部を改正する条例

介護保険法施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四款 運営に関する基準（第二百七十一条―第二百七十七条）」を

「第四款 運営に関する基準（第二百七十一条―第二百七十七条）」

第十四節 雑則（第二百七十七條の二）に、「第

三款 運営に関する基準（第三百二十三條―第三百三十一條）」を
第六節 雑則

営に関する基準（第三百二十三條―第三百三十一條）

（第三百三十一條の二）に、「第三款 運営に関

する基準（第三百七十六條―第三百八十四條）」を
第三款 運営に関する基準
第六節 雑則（第三百八十四

（第三百七十六條―第三百八十四條）

條の二）に、「第三款 運営に関する基準（第四

百三十條―第四百三十八條）」を
第三款 運営に関する基準（第四百三十條―
第六節 雑則（第四百三十八條の二）

第四百三十八條）

に、「第四百三十八條の二」を「第四百三十八條の二の二」に、

「第三款 運営に関する基準（第四百三十八條の四十六―第四百三十八條の五
十四）」

を
第三款 運営に関する基準（第四百三十八條の四十六―第四百三十八條の五
十四）

第六節 雑則（第四百三十八條の五十五）

に、「第五款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第七百二條
第七百四條）

「第五款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第七百二
條 第七百四條）

第十四節 雑則（第七百五條）

に改める。

「第四條中第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要

な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならぬ。

4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第十四条中「及び第百六十五条第二項」を削る。

第三十条中「第三十四条」を「第三十四条第一項」に改め、同条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第三十二条に次の一項を加える。

4 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三十二条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第三十二条の二 業務継続計画の策定等に係る基準は、省令第三十条の二に規定する基準の例によることとする。

第三十三条を次のように改める。

(衛生管理等)

第三十三条 衛生管理等に係る基準は、省令第三十一条に規定する基準の例によることとする。

第三十四条に次の一項を加える。

2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三十九条の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第四十条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第四十条の二 虐待の防止に係る基準は、省令第三十七条の二に規定する基準の例によることとする。

第四十二条の三中「省令第二十五条」との下に、「第三十二条の二中「第三十条の二」とあるのは「第三十九条の三において準用する省令第三十条の二」と、第三十三条中「第三十一条」とあるのは「第三十九条の三において準用する省令第三十一条」とを、「省令第三十七条」との下に、「第四十条の二中「第三十七条の二」とあるのは「第三十九条の三において準用する省令第三十七条の二」とを加える。

第四十七条中「第二十条」を「第二十条第一項」に、「第三十五条」を「第三十条の二中「第三十条の二」とあるのは「第四十三条において準用する省令第三十条の二」と、第三十三条中「第三十一条」とあるのは「第四十三条において準用する省令第三十一条」と、第三十五条」に、「第四十二条第二項第五号」を「第四十条の二中「第三十七条の二」とあるのは「第四十三条において準用する省令第三十七条の二」と、第四十二条第二項第五号」に改める。

第五十七条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第五十七条の次に次の一条を加える。

(勤務体制の確保等)

第五十七条の二 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第五十九条中「第三十二条」を「第三十二条の二」に、「第三十三条中「設備及

び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」を「第三十二条の二中」「第三十条の二」とあるのは「第五十四条において準用する省令第三十条の二」と、第三十三条中「第三十一条」とあるのは「第五十四条において準用する省令第三十一条」に改め、「省令第三十七条」との下に「、第四十条の二中」「第三十七条の二」とあるのは「第五十四条において準用する省令第三十条の二」と「七条の二」とを加える。

第六十三条中「第三十二条」を「第三十二条の二」に改め、「、第三十八条（第五項及び第六項を除く。）、第三十九条」を削り、「第四十一条まで」の下に「（第三十八条第五項及び第六項を除く。）」を加え、「第二十条中」を「第二十条第一項中」に、「第三十三条中」「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」を「第三十二条の二中」「第三十条の二」とあるのは「第五十八条において準用する省令第三十条の二」と、第三十三条中「第三十一条」とあるのは「第五十八条において準用する省令第三十一条」に改め、「省令第三十七条」との下に「、第四十条の二中」「第三十七条の二」とあるのは「第五十八条において準用する省令第三十七条の二」とを加える。

第六十六条中「及び第九十二条第一項」を削る。
第七十七条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第七十九条中「病歴」との下に「、第三十二条の二中」「第三十条の二」とあるのは「第七十四条において準用する省令第三十条の二」と、第三十三条中「第三十一条」とあるのは「第七十四条において準用する省令第三十一条」とを、「省令第三十七条」との下に「、第四十条の二中」「第三十七条の二」とあるのは「第七十四条において準用する省令第三十七条の二」とを加える。

第八十五条第五号中「構成される会議」の下に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならぬ。）」を加える。

第八十七条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第八十九条中「病歴」との下に「、第三十二条の二中」「第三十条の二」とあるのは「第八十三条において準用する省令第三十条の二」と、第三十三条中「第三十一条」とあるのは「第八十三条において準用する省令第三十一条」とを、「省令第三十七条」との下に「、第四十条の二中」「第三十七条の二」とあるのは「第八

十三条において準用する省令第三十七条の二」とを加える。

第九十五条第二項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、同項中第四号を第七号とし、第三号の次に次の三号を加える。

四 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行う。

五 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

六 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

第九十五条に次の一項を加える。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。

二 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

三 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。

四 それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告する。

第九十六条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第九十八条中「利用者」との下に「、第三十二条の二中「第三十条の二」とあるのは「第九十一条において準用する省令第三十条の二」と、第三十三条中「第三十一条」とあるのは「第九十一条において準用する省令第三十一条」とを、「省令第三十七条」との下に「、第四十条の二中「第三十七条の二」とあるのは「第九十一条において準用する省令第三十七条の二」とを加える。

第二百二条第七項中「第四条」の下に「（第四項を除く。）」を加える。

第二百五条第四号中「第五条の二」を「第五条の二第一項」に改める。

第一百七条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 虐待の防止のための措置に関する事項

第一百八条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第一百八条に次の一項を加える。

4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第一百十条に次の一項を加える。

2 指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第一百十一条を次のように改める。

（衛生管理等）

第一百十一条 衛生管理等に係る基準は、省令第一百四条に規定する基準の例によることとする。

第一百十一条の二中「第一百四条の二」を「第一百四条の三」に改め、同条を第一百十一条の三とし、第一百十一条の次に次の一条を加える。

（地域との連携等）

第一百十一条の二 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たつては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たつては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第一百十二条第二項第五号中「第一百四条の二第二項」を「第一百四条の三第二項」に

改める。

第百十三条中「第二十八条」の下に、「第三十二条の二」を加え、「から第三十九条まで」を、「第三十八条、第四十条の二」に、「第三十四条中」を「第二十八条及び第三十四条第一項中」に改め、「通所介護従業者」との下に、「第三十二条の二中」「第三十条の二」とあるのは「第百五条において準用する省令第三十条の二」とを、「省令第三十三条」との下に、「第四十条の二中」「第三十七条の二」とあるのは「第百五条において準用する省令第三十七条の二」とを加える。

第百十五条中「第二十八条、」の下に「第三十二条の二、」を加え、「から第三十九条まで」を、「第三十八条、第四十条の二」に、「第三十四条中」を「第三十二条の二中」「第三十条の二」とあるのは「第百五条の三において準用する省令第三十条の二」と、「第三十四条第一項中」に改め、「省令第三十三条」との下に、「第四十条の二中」「第三十七条の二」とあるのは「第百五条の三において準用する省令第三十七条の二」とあるのは「第百五条の三において準用する省令第四十条の二」とを加え、「及び第百八条第三項」を「並びに第百八条第三項及び第四項」に、「第百十一条の二」を「第百十一条中」「第百四条」とあるのは「第百五条の三において準用する省令第四十条の二」とに改める。

第百三十五条中「第二十八条」の下に、「第三十二条の二」を加え、「第三十九条」を「第四十条の二」に、「第二十条中」を「第二十条第一項中」に、「第三十四条中」を「第二十八条及び第三十四条第一項中」に改め、「通所介護従業者」との下に、「第三十二条の二中」「第三十条の二」とあるのは「第百九条において準用する省令第三十条の二」とを、「省令第三十三条」との下に、「第四十条の二中」「第三十七条の二」とあるのは「第百九条において準用する省令第三十七条の二」とを、「前項」との下に、「第百十一条中」「第百四条」とあるのは「第百九条において準用する省令第四十条の二」とを加える。

第百四十三条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第百四十四条を次のように改める。

(衛生管理等)

第百四十四条 衛生管理等に係る基準は、省令第百十八条に規定する基準の例によることとする。

第百四十六条中「第二十八条、」の下に「第三十二条の二、」を加え、「及び第三十四条」を「及び第三十四条第一項」に、「第三十五条中」を「第三十二条の二中」「第三十条の二」とあるのは「第百九条において準用する省令第三十条の二」と、「第三十五条中」に改め、「省令第三十七条」との下に、「第四十条の二中」「第

三十七条の二」とあるのは「第一百九条において準用する省令第三十七条の二」とを、「第八十条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第六十四号中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第六十九号中「第二十七条」の下に「、第三十二条の二」を、「第四十一条まで」の下に「（第三十九条第二項を除く。）」を加え、「第三十四条中」を「第三十二条の二中」「第三十条の二」とあるのは「第四十条において準用する省令第三十条の二」と、第三十四条第一項中「に改め、「省令第三十七条」と」の下に「、第四十条の二中」「第三十七条の二」とあるのは「第四十条において準用する省令第三十七条の二」とを、「第八十条第三項」の下に「及び第四項」を加え、「読み替える」を「、第一百一十一条中」「第四十条」とあるのは「第四十条において準用する省令第四十条」と読み替える」に改める。

第七十九号中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 虐待の防止のための措置に関する事項

第八十二条の三中「、第二十七条」の下に「、第三十二条の二」を、「第四十一条まで」の下に「（第三十九条第二項を除く。）」を加え、「第三十四条中」を「第三十二条の二中」「第三十条の二」とあるのは「第四十条の十五において準用する省令第三十条の二」と、第三十四条第一項中「に、「第八十条第三項」を「第四十条の二中」「第三十七条の二」とあるのは「第四十条の十五において準用する省令第三十七条の二」と、第八十条第三項及び第四項」に、「、第四十九条」を「、第一百一十一条中」「第四十条」とあるのは「第四十条の十五において準用する省令第四十条」と、第四十九条」に改め、「第一百五十六条第一項」の下に「及び第一百六十三条」を加え、「、第六十三条中」「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と」を削る。

第八十九号中「、第二十七条」の下に「、第三十二条の二」を加え、「、第三十八条（第五項及び第六項を除く。）」「第三十九条」を削り、「第四十一条まで」の下に「（第三十八条第五項及び第六項並びに第三十九条第二項を除く。）」を加え、「第二十条中」を「第二十条第一項中」に、「第三十四条中」を「第三十二条の二中」「第三十条の二」とあるのは「第四十条の三十二において準用する省令第三十条の二」と、第三十四条第一項中「に、「第八十条第三項」を「第四十条の二中」「第三十七条の二」とあるのは「第四十条の三十二において準用する省令第三十七条の二」と、第八十条第三項及び第四項」に、「第一百五十二条」を「第一百一十一条中」「第四十条」とあるのは「第四十条の三十二において準用する省令第四十条」と、第一百五十二条」に改める。

第二百二条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百五条中「第二十七条」の下に「、第三十二条の二」を、「第四十一条まで」の下に「（第三十九条第二項を除く。）」を加え、「第三十四条中」を「第三十二条の二中」「第三十条の二」とあるのは「第一百五十五条において準用する省令第三十条の二」と、「第三十四条第一項中」に、「第八十条第三項」を「第四十条の二中」「第三十七条の二」とあるのは「第一百五十五条において準用する省令第三十七条の二」と、「第八十条第三項及び第四項」に、「第五十二条中」を「第四十四条中」「第一百八条」とあるのは「第五十五条において準用する省令第一百八条」と、「第五十二条中」に改める。

第二百十四条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百三十三条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百三十四条第四項に後段として次のように加える。

その際、指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二百三十四条に次の一項を加える。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百三十八条中「第二十七条」の下に「、第三十二条の二」を、「第三十七条」の下に「、第三十八条、第四十条」を加え、「第三十四条中」を「第三十二条の二中」「第三十条の二」とあるのは「第九十二条において準用する省令第三十条の二」と、「第三十四条第一項中」に改め、「省令第三十七条」との下に「、第四十条の二中」「第三十七条の二」とあるのは「第九十二条において準用する省令第三十七條の二」とを加え、「読み替える」を「、第一百一十一条中」「第四十条」とあるのは「第九十二条において準用する省令第四十条」と読み替える」に改める。

第二百四十六条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百四十九条中「第二十七条」の下に、「第三十二条の二」を、「第三十七条」の下に、「第三十八条、第四十条」を加え、「第三十四条中」を「第三十二条の二」「第三十条の二」とあるのは「第九十二条の十二において準用する省令第三十条の二」と、「第三十四条第一項中」に改め、「省令第三十七条」との下に、「第四十条の二中」「第三十七条の二」とあるのは「第九十二条の十二において準用する省令第三十七条の二」とを、「の従業者」との下に、「第一百一十一条中」「百四条」とあるのは「第九十二条の十二において準用する省令百四条」とを加える。

第二百五十三條第一項中「第二百六十一條第三項」を「省令第二百三條第三項」に改める。

第二百五十八條中第六號を第七號とし、第五號の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百六十一條を次のように改める。

(衛生管理等)

第二百六十一條 衛生管理等に係る基準は、省令第二百三條に規定する基準の例によることとする。

第二百六十二條中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第二百六十三條第二項第三号中「第二百六十一條第四項」を「省令第二百三條第四項」に改める。

第二百六十四條中「第二十七條」の下に、「第三十二条の二」を加え、「及び第二項」を「第二項及び第四項」に、「第二十條中」を「第二十條第一項中」に改め、「品名」との下に、「第三十二条の二」「第三十条の二」とあるのは「第二百五五條において準用する省令第三十条の二」とを加え、「第八八條第二項」を「第四十条の二中」「第三十七條の二」とあるのは「第二百五五條において準用する省令第三十七條の二」と、「第八八條第一項、第二項及び第四項中」「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第二項」に改める。

第二百六十六條中「第二十七條」の下に、「第三十二条の二」を加え、「第三十八條（第五項及び第六項を除く。）、第三十九條」を削り、「第四十一条まで」の下に「（第三十八條第五項及び第六項を除く。）」を加え、「及び第二項」を「第二項及び第四項」に、「第二十條中」を「第二十條第一項中」に、「第三十五條中」を「第三十二條の二中」「第三十条の二」とあるのは「第二百六條において準用

する省令第三十条の二」と、第三十五条中「に、」第百八条第二項」を「第四十条の二中「第三十七条の二」とあるのは「第二百六条において準用する省令第三十七条の二」と、第百八条第一項、第二項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第二項」に改め、「前項」と」の下に「、第二百六十一条中「第二百三条」とあるのは「第二百六条において準用する省令第二百三条」とを加える。

第二百七十七条中「第二十七条」の下に「、第三十二条の二」を加え、「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に、「第三十三条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」を「第三十二条の二中「第三十条の二」とあるのは「第二百六条において準用する省令第三十条の二」と、第三十三条中「第三十一条」とあるのは「第二百六条において準用する省令第三十三条」に、「第百八条第二項」を「第四十条の二中「第三十七条の二」とあるのは「第二百六条において準用する省令第三十七条の二」と、第百八条第一項、第二項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第二項」に改める。

第二章に次の一節を加える。

第十四節 雑則

(電磁的記録等)

第二百七十七条の二 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当た
る者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この章の規定において書
面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の
知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
第三百三十一条の二、第三百八十四条の二、第四百三十八条の二、第四百三十八
条の五十五及び第七百五条において同じ。）で行うことが規定されている又は想
定されるもの（第十二条第一項（第四十二条の三、第四十七条、第五十九条、第
六十三条、第七十九条、第八十九条、第九十八条、第一百三条、第一百五
条、第三十五条、第百四十六条、第百六十九条（第百八十二条において準用する場
合を含む。）、第百八十二条の三、第百八十九条、第二百五条（第二百七条にお
いて準用する場合を含む。）、第二百三十八条、第二百四十九条、第二百六十四
条、第二百六十六条及び第二百七十七条において準用する場合を含む。）及び第
二百二十五条第一項（第二百四十九条において準用する場合を含む。）並びに次
項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的
記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができな
い方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの
をいう。以下同じ。）により行うことができる。

2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。）によることができる。

第二百八十条に次の二項を加える。

4 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第二百九十三条第六項中「行う会議」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第二百九十八条の次に次の二条を加える。

（栄養管理）

第二百九十八条の二 指定介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第二百九十八条の三 指定介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第三百五条中「第三百十一条」を「第三百十一条第一項」に改め、同条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第三百六条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第三百六条に次の一項を加える。

4 指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三百六条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第三百六条の二 業務継続計画の策定等に係る基準は、省令第二十四条の二に規定する基準の例によることとする。

第三百八条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第三百九条を次のように改める。

(衛生管理等)

第三百九条 衛生管理等に係る基準は、省令第二十七条に規定する基準の例によることとする。

第三百十一条に次の一項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三百十七条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第三百十七条の二 虐待の防止に係る基準は、省令第三十五条の二に規定する基準の例によることとする。

第三百二十一条に次の二項を加える。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たつては、法第十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第三百二十八条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第三百三十一条中「第三百四条まで」の下に、「第三百六条の二」を、「省令第

三十五条第三項」との下に「、第三百六条の二中「第二十四条の二」とあるのは「第四十九条において準用する省令第二十四条の二」と、第三百九条中「第二十七条」とあるのは「第四十九条において準用する省令第二十七条」とを、「省令第三十五条」との下に「、第三百七条の二中「第三十五条の二」とあるのは「第四十九条において準用する省令第三十五条の二」と」を加える。
第三章に次の一節を加える。

第六節 雑則

(電磁的記録等)

第三百三十一条の二 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（第二百八十六条第一項（第三百三十一条において準用する場合を含む。）及び第二百八十九条第一項（第三百三十一条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、交付等のうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。
第三百三十三条に次の二項を加える。

4 介護老人保健施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならぬ。

5 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第一百八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第三百四十七条第六項中「行う会議」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）」を加える。
第三百五十条の次に次の二条を加える。

(栄養管理)

第三百五十条の二 介護老人保健施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第三百五十条の三 介護老人保健施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第三百五十九条中「第三百六十五条」を「第三百六十五条第一項」に改め、同条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第三百六十条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該介護老人保健施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第三百六十条に次の一項を加える。

4 介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三百六十条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第三百六十条の二 業務継続計画の策定等に係る基準は、省令第二十六条の二に規定する基準の例によることとする。

第三百六十二条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 介護老人保健施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第三百六十三条を次のように改める。

（衛生管理等）

第三百六十三条 衛生管理等に係る基準は、省令第二十九条に規定する基準の例によることとする。

第三百六十五条に次の一項を加える。

2 介護老人保健施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三百七十条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第三百七十条の二 虐待の防止に係る基準は、省令第三十六条の二に規定する基準

の例によることとする。

第三百七十四条に次の二項を加える。

3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第三百八十一条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第三百八十四条中「第三百五十条」を「第三百五十条の三」に改め、「第三百五十八条まで」の下に、「第三百六十条の二」を、「省令第三十六条第三項」との下に、「第三百六十条の二中「第二十六条の二」とあるのは「第五十条において準用する省令第二十六条の二」と、第三百六十三条中「第二十九条」とあるのは「第五十条において準用する省令第二十九条」とを、「省令第三十六条」との下に「第三百七十条の二中「第三十六条の二」とあるのは「第五十条において準用する省令第三十六条の二」と」を加える。

第四章に次の一節を加える。

第六節 雑則

(電磁的記録等)

第三百八十四条の二 介護老人保健施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるもの(第三百四十条第一項(第三百八十四条において準用する場合を含む。))及び第三百四十三条第一項(第三百八十四条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 介護老人保健施設及びその従業者は、交付等のうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

第三百八十六条に次の二項を加える。

4 指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たって

は、法第一百八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四百一条第六項中「行う会議」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入院患者又はその家族（以下この項において「入院患者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入院患者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第四百三条の次に次の二条を加える。

（栄養管理）

第四百三条の二 指定介護療養型医療施設は、入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第四百三条の三 指定介護療養型医療施設は、入院患者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入院患者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第四百十一条中「第四百十七条」を「第四百十七条第一項」に改め、同条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第四百十二条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護療養型医療施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第四百十二条に次の一項を加える。

4 指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

い。

第四百十二条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第四百十二条の二 業務継続計画の策定等に係る基準は、省令第二十五条の二に規定する基準の例によることとする。

第四百十四条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
第四百十五条を次のように改める。

(衛生管理等)

第四百十五条 衛生管理等に係る基準は、省令第二十八条に規定する基準の例によることとする。

第四百十七条に次の一項を加える。

2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第四百二十二条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第四百二十二条の二 虐待の防止に係る基準は、省令第三十四条の二に規定する基準の例によることとする。

第四百二十六条に次の二項を加える。

3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、法第一百八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四百三十五条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第四百三十八条中「第四百三条」を「第四百三条の三」に改め、「第四百十条まで」の下に、「第四百十二条の二」を、「省令第三十四条第三項」との下に、「第四百十二条の二」中「第二十五条の二」とあるのは「第五十条において準用する省令第二十五条の二」と、第四百十五条中「第二十八条」とあるのは「第五十条において準用する省令第二十八条」とを、「省令第三十四条」との下に、「第四百二十二条の二」中「第三十四条の二」とあるのは「第五十条において準用する省令第三十四条の二」とを加える。

第四百三十八条の二を第四百三十八条の二の二とし、第五章に次の一節を加える。

第六節 雑則

(電磁的記録等)

第四百三十八条の二 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、作成、保存その

他これらに類するものうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（第三百九十四条第一項（第四百三十八条において準用する場合を含む。）及び第三百九十七条第一項（第四百三十八条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、交付等のうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

第四百三十八条の三に次の二項を加える。

4 介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四百三十八条の六第一項第一号ロ 中「第四百三十八条の三十二」を「第四百三十八条の三十二第一項」に改め、同号ロ 中「第四百三十八条の三十二」を「第四百三十八条の三十二第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第四百三十八条の十七第六項中「行う会議」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第四百三十八条の二十の次に次の二条を加える。

（栄養管理）

第四百三十八条の二十の二 介護医療院は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第四百三十八条の二十の三 介護医療院は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第四百三十八条の二十九中「第四百三十八条の三十五」を「第四百三十八条の三十五第一項」に改め、同条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第四百三十八条の三十第三項に後段として次のように加える。

その際、当該介護医療院は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第四百三十八条の三十に次の一項を加える。

4 介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第四百三十八条の三十の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第四百三十八条の三十の二 業務継続計画の策定等に係る基準は、省令第三十条の二に規定する基準の例によることとする。

第四百三十八条の三十二中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 介護医療院は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第四百三十八条の三十三を次のように改める。

（衛生管理等）

第四百三十八条の三十三 衛生管理等に係る基準は、省令第三十三条に規定する基準の例によることとする。

第四百三十八条の三十五に次の一項を加える。

2 介護医療院は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第四百三十八条の四十の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第四百三十八条の四十の二 虐待の防止に係る基準は、省令第四十条の二に規定する基準の例によることとする。

第四百三十八条の四十四に次の二項を加える。

3 ユニット型介護医療院は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たつては、法第

百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四百三十八条の四十五第四項第一号ロ 中「第四百三十八条の三十二」を「第四百三十八条の三十二第一項」に改め、同号ロ 中「第四百三十八条の三十二」を「第四百三十八条の三十二第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第四百三十八条の五十一中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第四百三十八条の五十四中「第四百三十八条の二十まで」を「第四百三十八条の二十の三まで」に改め、「第四百三十八条の二十八まで」の下に、「第四百三十八条の三十の二」を、「第三款」との下に、「第四百三十八条の三十の二中」「第三十条の二」とあるのは「第五十四条において準用する省令第三十条の二」と、第四百三十八条の三十三中「第三十三条」とあるのは「第五十四条において準用する省令第三十三条」とを、「省令第四十条」との下に、「第四百三十八条の四十の二中」「第四十条の二」とあるのは「第五十四条において準用する省令第四十条の二」とを加える。

第五章の二に次の一節を加える。

第六節 雑則

(電磁的記録等)

第四百三十八条の五十五 介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（第四百三十八条の十第一項（第四百三十八条の五十四において準用する場合を含む。）及び第四百三十八条の十三第一項（第四百三十八条の五十四において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 介護医療院及びその従業者は、交付等のうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

第四百四十一条中第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四百九十二条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第四百九十二条の二第三項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、全ての介護予防訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならぬ。

第四百九十二条の二に次の一項を加える。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第四百九十二条の二の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第四百九十二条の二の二 業務継続計画の策定等に係る基準は、省令第五十三条の二の二に規定する基準の例によることとする。

第四百九十二条の三を次のように改める。

（衛生管理等）

第四百九十二条の三 衛生管理等に係る基準は、省令第五十三条の三に規定する基準の例によることとする。

第四百九十二条の四に次の一項を加える。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第四百九十二条の九の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。

第四百九十二条の十の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第四百九十二条の十の二 虐待の防止に係る基準は、省令第五十三条の十の二に規定する基準の例によることとする。

第五百条中「第四百八十八条の十三」を「第四百八十八条の十三第一項」に、「第四百九十二条の四」を「第四百九十二条の二の二中「第五十三条の二の二」とあるのは「第六十一条において準用する省令第五十三条の二の二」と、第四百九十二条の三中「第五十三条の三」とあるのは「第六十一条において準用する省令第五十三条の三」と、第四百九十二条の四第一項」に改め、「省令第五十三条の十」との下に「、第四百九十二条の十の二中「第五十三条の十の二」とあるのは「第六十一条において準用する省令第五十三条の十の二」と」を加える。

第五百十条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第五百十条の次に次の一条を加える。

(勤務体制の確保等)

第五百十条の二 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問看護を提供できるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問看護事業所の看護師等によって指定介護予防訪問看護を提供しなければならぬ。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第五百十二条中「第四百九十二条の二」を「第四百九十二条の二の二」に改め、「病歴」との下に「、第四百九十二条の二の二中「第五十三条の二の二」とあるのは「第七十四条において準用する省令第五十三条の二の二」と」を加え、「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と、第四百九十二条の四」を「第五十三条の三」とあるのは「第七十四条において準用する省令第五十三条の三」と、第四百九十二条の四第一項」に、「読み替える」を「、第四百九十二条の十の二中「第五十三条の十の二」とあるのは「第七十四条において準用する省令第五十三条の十の二」と読み替える」に改める。

第五百二十条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第五百二十二条中「第四百九十二条の二」を「第四百九十二条の二の二」に、「及び第五百六条」を「第五百六条及び第五百十条の二」に改め、「病歴」との下に「、第四百九十二条の二の二中「第五十三条の二の二」とあるのは「第八十四条において準用する省令第五十三条の二の二」とを加え、「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と、第四百九十二条の四」を「第五十三条の三」とあるのは「第八十四条において準用する省令第五十三条の三」と、「第四百九十二条の四第一項」に、「読み替える」を「、第四百九十二条の十の二中「第五十三条の十の二」とあるのは「第八十四条において準用する省令第五十三条の十の二」と、「第五百十条の二中「看護師等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と読み替える」に改める。

第五百二十四条第一号中「構成される会議」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第五百二十九条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第五百三十一条中「第四百九十二条の二」を「第四百九十二条の二の二」に、「及び第五百六条」を「第五百六条及び第五百十条の二」に改め、「利用者」との下に「、第四百九十二条の二の二中「第五十三条の二の二」とあるのは「第九十条において準用する省令第五十三条の二の二」とを加え、「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と、第四百九十二条の四」を「第五十三条の三」とあるのは「第九十三条において準用する省令第五十三条の三」と、「第四百九十二条の四第一項」に、「読み替える」を「、第四百九十二条の十の二中「第五十三条の十の二」とあるのは「第九十三条において準用する省令第五十三条の十の二」と、「第五百十条の二中「看護師等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と読み替える」に改める。

第五百三十三条第二項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、同項中第四号を第七号とし、第三号の次に次の三号を加える。

四 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予

防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。

五 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

六 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

第五百三十三条に次の一項を加える。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うものとする。

二 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

三 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。

四 それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。

第五百五十八条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第五百五十八条の二第三項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、全ての介護予防通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第五百五十八条の二に次の一項を加える。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたも

のにより介護予防通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第五百五十八条の四に次の一項を加える。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第五百五十九条を次のように改める。

(衛生管理等)

第五百五十九条 衛生管理等に係る基準は、省令第二百二十一条に規定する基準の例によることとする。

第五百六十一条中「第四百八十九条の三」の下に、「第四百九十二条の二の二」を加え、「第四百九十二条の四中」を「第四百九十二条の二の二中」「第五十三条の二の二」とあるのは「第二百二十三条において準用する省令第五十三条の二の二」と、第四百九十二条の四第一項中「読み替える」を「第四百九十二条の十の二中」「第五十三条の十の二」とあるのは「第二百二十三条において準用する省令第五十三条の十の二」と読み替える」に改める。

第五百七十六条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第五百七十八条の二を次のように改める。

(衛生管理等)

第五百七十八条の二 衛生管理等に係る基準は、省令第三百三十九条の二に規定する基準の例によることとする。

第五百八十一条中「第四百九十一条」の下に、「第四百九十二条の二の二」を、「第四百九十二条の十一まで」の下に、「(第四百九十二条の九第二項を除く。)」を加え、「第四百九十二条の四中」「第四百九十二条」とあるのは「第五百七十六条」と、「」を「第四百九十二条の二の二中」「第五十三条の二の二」とあるのは「第四百九十二条において準用する省令第五十三条の二の二」と、第四百九十二条の四第一項中「」に、「第四百九十二条の五」を「第四百九十二条」とあるのは「第五百七十六条」と、第四百九十二条の五」に、「第五百五十八条の二第三項」を「第四百九十二条の十の二中」「第五十三条の十の二」とあるのは「第四百九十二条において準用する省令第五十三条の十の二」と、第五百五十八条の二第三項及び第四項」に改める。

第五百九十五条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 虐待の防止のための措置に関する事項

第五百九十八条中「省令第三百三十六条」と」の下に、「第五百七十八条の二中」「第

百三十九条の二」とあるのは「第一百五十九条において準用する省令第三百三十九条の二」とを加える。

第六百三条の三中「第四百九十一条」の下に、「第四百九十二条の二の二」を、「第四百九十二条の十一まで」の下に「（第四百九十二条の九第二項を除く。）」を加え、「第四百九十二条の四中」を「第四百九十二条の二の二中」「第五十三条の二の二」とあるのは「第六十六条において準用する省令第五十三条の二の二」と、「第四百九十二条の四第一項中」に、「第五百五十八条の二第三項」を「第四百九十二条の十の二中」「第五十三条の十の二」とあるのは「第六十六条において準用する省令第五十三条の十の二」と、「第五百五十八条の二第三項及び第四項」に、「第五百八十条第二項第二号」を「第五百七十八条の二中」「第三十九条の二」とあるのは「第六十六条において準用する省令第三十九条の二」と、「第五百八十条第二項第二号」に改める。

第六百十条中「第四百九十一条」の下に、「第四百九十二条の二の二」を加え、「から第四百九十二条の七まで、第四百九十二条の八（第五項及び第六項を除く。）、第四百九十二条の九」を削り、「第四百九十二条の十一まで」の下に「（第四百九十二条の八第五項及び第六項並びに第四百九十二条の九第二項を除く。）」を加え、「第四百八十八条の十三中」を「第四百八十八条の十三第一項中」に、「第四百九十二条の四中」を「第四百九十二条の二の二中」「第五十三条の二の二」とあるのは「第八十五条において準用する省令第五十三条の二の二」と、「第四百九十二条の十の二」に、「第五百五十八条の二第三項」を「第四百九十二条の十の二中」「第五十三条の十の二」とあるのは「第八十五条において準用する省令第五十三条の十の二」と、「第五百五十八条の二第三項及び第四項」に改め、「静養室等」との下に、「第五百七十八条の二中」「第三十九条の二」とあるのは「第八十五条において準用する省令第三百三十九条の二」とを加える。

第六百十七条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第六百二十条中「第四百九十一条」の下に、「第四百九十二条の二の二」を、「第四百九十二条の十一まで」の下に「（第四百九十二条の九第二項を除く。）」を加え、「第四百九十二条の四中」を「第四百九十二条の二の二中」「第五十三条の二の二」とあるのは「第九十五条において準用する省令第五十三条の二の二」と、「第四百九十二条の四第一項中」に、「第五百五十八条の二第三項」を「第四百九十二条の十の二中」「第五十三条の十の二」とあるのは「第九十五条において準用する省令第五十三条の十の二」と、「第五百五十八条の二第三項及び第四項」に、「第五百七十一条中」を「第五百五十九条中」「第二十一条」とあるのは「第九十五条

において準用する省令第百二十一条」と、第五百七十一条中「に改める。

第六百三十二条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第六百五十一条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第六百五十二条第四項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、全ての介護予防特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならぬ。

第六百五十二条に次の一項を加える。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第六百五十六条中「第四百九十一条まで」の下に、「第四百九十二条の二の二」を、「第四百九十二条の十一まで」の下に「(第四百九十二条の九第二項を除く。)」を加え、「第四百九十条及び第四百九十二条の四」を「第四百九十条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第四百九十二条の二の二中「第五十三条の二の二」とあるのは「第二百四十五条において準用する省令第五十三条の二の二」と、第四百九十二条の四第一項「同項中」を削り、「読み替える」を、「第四百九十二条の十の二中「第五十三条の十の二」とあるのは「第二百四十五条において準用する省令第五十三条の十の二」と、第五百七十八条の二中「第三百三十九条の二」とあるのは「第二百四十五条において準用する省令第三百三十九条の二」と読み替える」に改める。

第六百七十条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 虐待の防止のための措置に関する事項

第六百七十三条中「第四百九十一条まで」の下に、「第四百九十二条の二の二」を、「第四百九十二条の十一まで」の下に「(第四百九十二条の九第二項を除く。)」を加え、「第四百九十二条の四中」を「第四百九十二条の二の二中「第五十三条の二の二」とあるのは「第二百六十二条において準用する省令第五十三条の二の二」と、第四百九十二条の四第一項中」に改め、「省令第五十三条の十」と「の下に「

第四百九十二条の十の二中「第五十三条の十の二」とあるのは「第二百六十二条において準用する省令第五十三条の十の二」と、第五百七十八条の二中「第三十九条の二」とあるのは「第二百六十二条において準用する省令第三十九条の二」とを加える。

第六百七十九条第一項中「第六百八十四条第三項」を「省令第二百七十三条第三項」に改める。

第六百八十一条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第六百八十四条を次のように改める。

(衛生管理等)

第六百八十四条 衛生管理等に係る基準は、省令第二百七十三条に規定する基準の例によることとする。

第六百八十五条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第六百八十六条第二項第二号中「第六百八十四条第四項」を「省令第二百七十三条第四項」に改める。

第六百八十七条中「第四百九十一条」の下に、「第四百九十二条の二の二」を加え、「及び第二項」を、「第二項及び第四項」に、「第四百八十八条の十三」を「第四百八十八条の十三第一項」に改め、「品名」との下に「第四百九十二条の二の二」「第五十三条の二の二」とあるのは「第二百七十六条において準用する省令第五十三条の二の二」とを、「省令第五十三条の十」との下に「第四百九十二条の十の二」「第五十三条の十の二」とあるのは「第二百七十六条において準用する省令第五十三条の十の二」とを、「サービス利用」との下に「同条第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第六百九十二条中「第四百九十一条」の下に「第四百九十二条の二の二」を加え、「から第四百九十二条の七まで、第四百九十二条の八（第五項及び第六項を除く。）、「第四百九十二条の九」を削り、「第四百九十二条の十一まで」の下に「（第四百九十二条の八第五項及び第六項を除く。）」を加え、「及び第二項」を「第二項及び第四項」に、「第四百八十八条の十三中」を「第四百八十八条の十三第一項中」に、「第四百九十二条の五中」を「第四百九十二条の二の二」「第五十三条の二の二」とあるのは「第二百八十条において準用する省令第五十三条の二の二」

と、第四百九十二条の五中」に改め、「省令第五十三条の十」との下に、「第四百九十二条の十の二中」「第五十三条の十の二」とあるのは「第二百八十条において準用する省令第五十三条の十の二」とを、「利用」との下に、「同条第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」とを、「前項」との下に、「第六百八十四条中」「第二百七十三条」とあるのは「第二百八十条において準用する省令第二百七十三条」とを加える。

第七百一条中「第四百九十一条」の下に、「第四百九十二条の二の二」を加え、「及び第二項」を、「第二項及び第四項」に改め、「利用者」との下に、「第四百九十二条の二の二中」「第五十三条の二の二」とあるのは「第二百八十九条において準用する省令第五十三条の三中」「第五十三条の三」とあるのは「第二百八十九条において準用する省令第五十三条の三」とを、「省令第五十三条の十」との下に、「第四百九十二条の十の二中」「第五十三条の十の二」とあるのは「第二百八十九条において準用する省令第五十三条の十の二」とを、「サービス利用」との下に、「同条第四項中」「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」とを加える。

第六章に次の一節を加える。

第十四節 雑則

(電磁的記録等)

第七百五条 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるもの(第四百八十八条の五第一項(第五百条、第五百十二条、第五百二十一条、第五百三十一条、第五百六十一条、第五百八十一条(第五百九十八条において準用する場合を含む。)、第六百三条の三、第六百十条、第六百二十条(第六百二十五条において準用する場合を含む。)、第六百五十六条、第六百七十三条、第六百八十七条、第六百九十二条及び第七百一条において準用する場合を含む。)及び第六百四十八条第一項(第六百七十三条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、交付等のうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

令和三年二月十九日提出

埼玉県知事

大野元裕

提案理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、指定居宅サービス等に係る運営に関する基準を改定等したいので、この案を提出するものである。

第三十号議案

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三百条」を「第三百条の二」に、「第三百七十六条」を「第三百七十六条の二」に、「第三百九十二条」を「第三百九十二条の二」に、「第四百三十六条」を「第四百三十七条」に改める。

第四条第三項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第六条中「同条」を「省令第五条」に改める。

第三十二条中「第三十六条」を「第三十六条第一項」に改める。

第三十四条に次の一項を加える。

4 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三十四条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第三十四条の二 業務継続計画の策定等に係る基準は、省令第三十三条の二に規定する基準の例によることとする。

第三十五条を次のように改める。

（衛生管理等）

第三十五条 衛生管理等に係る基準は、省令第三十四条に規定する基準の例によることとする。

第三十六条に次の一項を加える。

2 指定居宅介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三十六条の次に次の一条を加える。

（身体拘束等の禁止）

第三十六条の二 身体拘束等の禁止に係る基準は、省令第三十五条の二に規定する基準の例によることとする。

第四十一条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第四十一条の二 虐待の防止に係る基準は、省令第四十条の二に規定する基準の例によることとする。

第四十四条第一項後段を次のように改める。

この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第四十三条第一項において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第四十三条第一項において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十四条第一項において準用する次条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第四十四条第一項において準用する第二十二條第二項」と、第二十六条第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十四条第一項において準用する次条第一項」と、第二十七条第一項中「第五条第二項」とあるのは「第七条において準用する省令第五条第二項」と、第二十八条中「第二十七条」とあるのは「第四十三条第一項において準用する省令第二十七条」と、第三十一条第三項中「第二十七条」とあるのは「第四十四条第一項において準用する第二十七条」と、第三十二条中「第三十六条第一項」とあるのは「第四十四条第一項において準用する第三十六条第一項」と、第三十三条中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第四十三条第一項において準用する省令第三十五条の二」と、第三十五条の二と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第四十三条第一項において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第四十三条第一項において準用する省令第四十条」と、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第四十三条第一項において準用する省令第四十条の二」と読み替えるものとする。

この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第四十三条第二項において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第四十三条第二項において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十四条第二項において準用する次条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第四十四条第二項において準用する第二十二條第二項」と、第二十六条第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十四条第二項において準用する次条第一項」と、第二十七条第一項中「第五条第二項」とあるのは「第七条において準用する省令第五条第二項」と、第二十八条中「第

二十七条」とあるのは「第四十三条第二項において準用する省令第二十七条」と、第三十一条第三項中「第二十七条」とあるのは「第四十四条第二項において準用する第二十七条」と、第三十二条中「第三十六条第一項」とあるのは「第四十四条第二項において準用する第三十六条第一項」と、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第四十三条第二項において準用する省令第三十三条の二」と、第三十五条中「第三十四条」とあるのは「第四十三条第二項において準用する省令第三十四条」と、第三十六条の二中「第三十五条の二」とあるのは「第四十三条第二項において準用する省令第三十五条の二」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第四十三条第二項において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第四十三条第二項において準用する省令第四十条」と、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第四十三条第二項において準用する省令第四十条の二」と読み替えるものとする。

第四十四条の四中「省令第二十七条」との下に、「第三十四条の二中「第三十二条の二」とあるのは「第四十三条の四において準用する省令第三十二条の二」と、第三十五条中「第三十四条」とあるのは「第四十三条の四において準用する省令第三十四条」と、第三十六条の二中「第三十五条の二」とあるのは「第四十三条の四において準用する省令第三十五条の二」とを、「省令第四十条」との下に、「第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第四十三条の四において準用する省令第四十条の二」とを加える。

第四十九条第一項中「第三十三条」の下に、「第三十六条の二」を加え、同項後段を次のように改める。

この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第四十八条第一項において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第四十八条第一項において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十九条第一項において準用する次条第二項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第四十九条第一項において準用する第二十二条第二項」と、第二十六条第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十九条第一項において準用する次条第一項」と、第二十七条第一項中「第五条第二項」とあるのは「第四十四条第三項」と、第三十一条第三項中「第二十七条」とあるのは「第四十九条第一項において準用する第二十七条」と、第三十二条中「第三十六条第一項」とあるのは「第四十九条第一項において準用する第三十六条第一項」と、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第四十八条第一項において準用する省令第三十三条の二」と、第三十五条中「第三十四条」とあるのは「第四十八条第一項において準用する省令第三十四条」と、第三十七条中「第

三十六条」とあるのは「第四十八条第一項において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第四十八条第一項において準用する省令第四十条」と、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第四十八条第一項において準用する省令第四十条の二」と読み替えるものとする。

第四十九条第二項中「第三十三条」の下に、「第三十六条の二」を加え、同項後段を次のように改める。

この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第四十八条第二項において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第四十八条第二項において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十九条第二項において準用する次条第二項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第四十九条第二項において準用する第二十二條第二項」と、第二十六条第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十九条第二項において準用する次条第一項」と、第二十七条第一項中「第五条第二項」とあるのは「第四十四条第三項」と、第三十一条第三項中「第二十七条」とあるのは「第四十九条第二項において準用する第二十七条」と、第三十二条中「第三十六条第一項」とあるのは「第四十九条第二項において準用する第三十六条第一項」と、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第四十八条第二項において準用する省令第三十三条の二」と、第三十五条中「第三十四条」とあるのは「第四十八条第二項において準用する省令第三十四条」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第四十八条第二項において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第四十八条第二項において準用する省令第四十条」と、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第四十八条第二項において準用する省令第四十条の二」と、第四十五条中「第四十四条」とあるのは「第四十八条第二項において準用する省令第四十四条」と、第四十五条中「第四十五条」とあるのは「第四十八条第二項において準用する省令第四十五条」と、第四十八条中「第四十七条」とあるのは「第四十八条第二項において準用する省令第四十七条」と読み替えるものとする。

第六十条第五項中「いう」を「いい」、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする」に改める。

第六十九条中「第七十四条」を「第七十四条第一項」に改める。
第七十条に次の一項を加える。

4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上

必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第七十二条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 指定療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第七十三条を次のように改める。

(衛生管理等)

第七十三条 衛生管理等に係る基準は、省令第七十一条に規定する基準の例によることとする。

第七十四条に次の一項を加える。

2 指定療養介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第七十五条を次のように改める。

第七十五条 削除

第七十七条第二項第四号中「第七十三条第二項」を「第七十六条において準用する省令第三十五条の二第二項」に改める。

第七十八条中「第三十七条、第三十八条第一項」を「第三十四条の二、第三十六条の二から第三十八条（第二項を除く。）まで」に、「第四十一条まで」を「第四十一条の二まで」に改め、「第五十六条第一項」との下に「第三十四条の二」「第三十三条の二」とあるのは「第七十六条において準用する省令第三十三条の二」と、第三十六条の二中「第三十五条の二」とあるのは「第七十六条において準用する省令第三十五条の二」とを、「省令第四十条」との下に「第四十一条の二」「第四十条の二」とあるのは「第七十六条において準用する省令第四十条の二」とを加える。

第八十七条の二の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、就労定着支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労定着支援」という。）の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援の事業を行う者（以下「指定就労定着支援事業者」という。）との連絡調整に努めなければならない。

第九十一条中「第九十四条」を「第九十四条第一項」に改める。

第九十二条を次のように改める。

(衛生管理等)

第九十二条 衛生管理等に係る基準は、省令第九十条に規定する基準の例によることとする。

第九十四条に次の一項を加える。

2 指定生活介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第九十五条中「第三十七条から」を「第三十四条の二、第三十六条の二から」に、「及び第七十五条から第七十七条まで」を「第七十六条及び第七十七条」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第九十三条において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第九十三条において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第八十四条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第八十四条第二項」と、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第九十三条において準用する省令第三十三条の二」と、第三十六条の二中「第三十五条の二」とあるのは「第九十三条において準用する省令第三十五条の二」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第九十三条において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第九十三条において準用する省令第四十条」と、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第九十三条において準用する省令第四十条の二」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第九十五条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第六十一条中「前条」とあるのは「第九十五条において準用する前条」と、第七十七条第二項第一号中「第六十条第一項」とあるのは「第九十五条において準用する第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第九十五条において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第九十条」と、同項第四号中「第七十六条」とあるのは「第九十三条」と、同項第五号中「次条」とあるのは「第九十五条」と、同項第六号中「第七十六条」とあるのは「第九十三条」と読み替えるものとする。

第九十五条の五中「第三十七条から」を「第三十四条の二、第三十六条の二から」に、「第七十五条から第七十七条まで」を「第七十六条、第七十七条」に改め、「省

令第十一条」と」の下に、「第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第九十三条の五において準用する省令第三十三条の二」と、第三十六条の二中「第三十五条の二」とあるのは「第九十三条の五において準用する省令第三十五条の二」とを、「省令第四十条」と」の下に、「第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第九十三条の五において準用する省令第四十条の二」とを加え、「第七十五条中「第七十三条」とあるのは「第九十三条の五において準用する省令第七十三条」を「第七十七条第二項第一号中「第六十条第一項」とあるのは「第九十五条の五において準用する第六十条第一項」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第九十五条の五において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第九十五条の五において準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十六条」とあるのは「第九十三条の五」と、同項第五号中「次条」とあるのは「第九十五条の五」と、同項第六号中「第七十六条」とあるのは「第九十三条の五」に改め、「省令第八十五条」と」の下に、「第九十二条中「第九十条」とあるのは「第九十三条の五において準用する省令第九十条」とを加える。

第一百十条中「第三十七条から」を「第三十四条の二、第三十六条の二から」に改め、「第七十五条」を削り、同条後段を次のように改める。

この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第二百二十五条において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第二百二十五条において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百五条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第二百五条第二項」と、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第二百五条において準用する省令第三十三条の二」と、第三十六条の二中「第三十五条の二」とあるのは「第二百二十五条において準用する省令第三十五条の二」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第二百二十五条において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第二百二十五条において準用する省令第四十条」と、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第二百二十五条において準用する省令第四十条の二」と、第九十二条中「第九十条」とあるのは「第二百二十五条において準用する省令第九十条」と、第九十四条第一項中「前条」とあるのは「第一百十条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第一百十条の四中「第三十七条から」を「第三十四条の二、第三十六条の二から」に、「第七十五条、第七十六条」を「第七十六条」に改め、「省令第十一条」と」の下に、「第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第二百二十五条の四において準用する省令第三十三条の二」と、第三十六条の二中「第三十五条の二」とあるのは「第二百二十五条の四において準用する省令第三十五条の二」とを、「省

令第四十条」と「の下に」、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第七十三條」のあるのは「第七十三條の四」において準用する省令第四十条の二」とを加え、「第七十五條中「第七十三條」のあるのは「第七十三條の四」において準用する省令第七十三條」を「第九十二條中「第九十條」とあるのは「第九十二條の四」において準用する省令第九十條」に改める。

第二百二十三條中「第三十五條」を「第三十四條（第一項及び第二項を除く。）」に改め、「準用する第二十二條第二項」と「の下に」、第三十四條の二中「第三十三條の二」とあるのは「第三十三條」において準用する省令第三十三條の二」と、第三十五條中「第三十四條」とあるのは「第三十六條」において準用する省令第三十四條」と、第三十六條の二中「第三十五條の二」とあるのは「第三十六條」において準用する省令第三十五條の二」とを、「省令第四十條」と「の下に」、第四十一條の二中「第四十條の二」とあるのは「第三十六條」において準用する省令第四十條の二」とを加える。

第四百十九條中「第三十七條から」を「第三十四條の二、第三十六條の二から」に、「第七十五條から第七十七條まで」を「第七十六條、第七十七條」に改め、同條後段を次のように改める。

この場合において、第十条中「第九條」とあるのは「第六十二條」において準用する省令第九條」と、第十二條中「第十一條」とあるのは「第六十二條」において準用する省令第十一條」と、第二十一條第二項中「次條第一項」とあるのは「第四十六條第一項」と、第二十四條第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第四十六條第二項」と、第三十四條の二中「第三十三條の二」とあるのは「第六十二條」において準用する省令第三十三條の二」と、第三十六條の二中「第三十五條の二」とあるのは「第六十二條」において準用する省令第三十五條の二」と、第三十七條中「第三十六條」とあるのは「第六十二條」において準用する省令第三十六條」と、第四十一條中「第四十條」とあるのは「第六十二條」において準用する省令第四十條」と、第四十一條の二中「第四十條の二」とあるのは「第六十二條」において準用する省令第四十條の二」と、第五十九條第一項中「次條第一項」とあるのは「第四十九條」において準用する次條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第六十條中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同條第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第六十一條中「前條」とあるのは「第四十九條」において準用する前條」と、第七十七條第二項第一号中「第六十條第一項」とあるのは「第四十九條」において準用する第六十條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第二号中「第五十五條第一項」とあるのは「第

百四十九条において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第百四十九条において準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十六条」とあるのは「第百六十二条」と、同項第五号中「次条」とあるのは「第百四十九条」と、同項第六号中「第七十六条」とあるのは「第百六十二条」と、第九十一条中「第九十四条第一項」とあるのは「第百四十九条において準用する第九十四条第一項」と、第九十二条中「第九十条」とあるのは「第百六十二条において準用する省令第九十条」と、第九十四条第一項中「前条」とあるのは「第百四十九条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第百四十九条の四中「第三十七条から」を「第三十四条の二、第三十六条の二から」に、「第七十五条から第七十七条まで」を「第七十六条、第七十七条」に改め、「省令第十一条」との下に、「第三十四条の二中」「第三十三条の二」とあるのは「第百六十二条の四において準用する省令第三十三条の二」と、第三十六条の二中「第三十五条の二」とあるのは「第百六十二条の四において準用する省令第三十五条の二」とを、「省令第四十条」との下に、「第四十一条の二中」「第四十条の二」とあるのは「第百六十二条の四において準用する省令第四十条の二」とを加え、「第七十五条中」「第七十三条」とあるのは「第百六十二条の四において準用する省令第七十三条」を「第七十七条第二項第一号中」「第六十条第一項」とあるのは「第百四十九条の四において準用する第二十号中」「第五十条第一項」と、同項第二号中「第五十条第一項」とあるのは「第百四十九条の四において準用する第二十号第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第百四十九条の四において準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十六条」とあるのは「第百六十二条の四」と、同項第五号中「次条」とあるのは「第百四十九条の四」と、同項第六号中「第七十六条」とあるのは「第百六十二条の四」に改め、「省令第七十九条」との下に、「第九十二条中」「第九十条」とあるのは「第百六十二条の四において準用する省令第九十条」とを加える。

第百五十八条第二項第四号中「第七十三条第二項」を「第三十五条の二第二項」に改める。

第百五十九条中「第三十七条から」を「第三十四条の二、第三十六条の二から」に改め、「第七十五条」を削り、同条後段を次のように改める。

この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第百七十一条において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第百七十一条において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第百五十七条第一項から第四項まで」と、第二十四条第二項中「第二十二号第二項」とあるのは「第百五十七条第二項」と、第三十四条の二中

用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第八十四条において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第七十二条において準用する第四百四十六条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第七十二条において準用する第四百四十六条第二項」と、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第八十四条において準用する省令第三十三条の二」と、第三十六条の二中「第三十五条の二」とあるのは「第八十四条において準用する省令第三十五条の二」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第八十四条において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第八十四条において準用する省令第四十条」と、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第八十四条において準用する省令第四十条の二」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第七十二条において準用する前条」と、第七十七条第二項第一号中「第六十条第一項」とあるのは「第八十二条において準用する第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第八十二条において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第八十二条において準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十六条」とあるのは「第八十四条」と、同項第五号中「次条」とあるのは「第七十二条」と、同項第六号中「第七十六条」とあるのは「第八十四条」と、第八十七条中「第八十五条」とあるのは「第八十四条において準用する省令第八十五条」と、第九十一条中「第九十条第一項」とあるのは「第七十二条において準用する第九十条第一項」と、第九十二条中「第九十条」とあるのは「第八十四条において準用する省令第九十条」と、第九十四条第一項中「前条」とあるのは「第七十二条において準用する前条」と、第四百四十七条中「第六十条」とあるのは「第八十四条において準用する省令第六十条」と、第五百七十七条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十条の二第一項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（省令第八十四条において準用する省令第七十条の二第一項の厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（省令第八十四条において準用する省令第七十

条の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。」と読み替えるものとする。
第百八十三条に次の一項を加える。

- 2 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

い。
第百八十四条の二の次に次の一条を加える。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第百八十四条の三 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね一年に一回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第百八十五条中「第三十七条から」を「第三十四条の二、第三十六条の二から」に、「第七十五条から第七十七条まで」を「第七十六条、第七十七条」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第百九十七条において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第百九十七条において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百八十五条において準用する第百四十六条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第百八十五条において準用する第百四十六条第二項」と、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第百九十七条において準用する省令第三十三条の二」と、第三十六条の二中「第三十五条の二」とあるのは「第百九十七条において準用する省令第三十五条の二」と、第三十七条中「第二十六条」とあるのは「第百九十七条において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第百九十七条において準用する省令第四十条」と、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第百九十七条において準用する省令第四十条の二」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百八十五条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第六十一条中「前条」とあるのは「第百八十五条において準用する前条」と、第七十七条第二項第一号中「第六十条第一項」とあるのは「第百八十五条において準用する第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とある

のは「第八十五条において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第八十五条において準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十六条」とあるのは「第九十七条」と、同項第五号中「次条」とあるのは「第八十五条」と、同項第六号中「第七十六条」とあるのは「第九十七条において準用する省令第九十条」と、第九十二条中「第九十条」とあるのは「第九十七条において準用する省令第九十条」と、第九十四条第一項中「前条」とあるのは「第八十五条において準用する前条」と、第九十四条第七号中「第六十条」とあるのは「第九十七条において準用する省令第六十条」と読み替えるものとする。

第九十条中「第三十七条から」を「第三十四条の二、第三十六条の二から」に、「第七十五条から第七十七条まで」を「第七十六条、第七十七条」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第二百二条において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第二百二条において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第九十条において準用する省令第四十六条第一項」と、第二十四条第二項中「第十二条第二項」とあるのは「第九十条において準用する省令第四十六条第二項」と、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第二百二条において準用する省令第三十三条の二」と、第三十六条の二中「第三十五条の二」とあるのは「第二百二条において準用する省令第三十五条の二」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第二百二条において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第二百二条において準用する省令第四十条」と、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第二百二条において準用する省令第四十条の二」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第九十条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第六十一条中「前条」とあるのは「第九十条において準用する前条」と、第七十七条第二項第一号中「第六十条第一項」とあるのは「第九十条において準用する第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第九十条において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第九十条において準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十六条」とあるのは「第二百二条」と、同項第五号中「次条」とあるのは「第九十条」と、同項第六号中「第七十六条」とあるのは「第二百二条」と、第九十一条中「第九十四条第一項」とあるのは「第九十条において準用する第九十四条第一項」と、第

百九十四条において準用する前条」と、第四百四十七条中「第六十条」とあるのは「第二百六条において準用する省令第六十条」と、第八十一条第一項中「第八十五条」とあるのは「第九十四条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

百九十四条の二中「就労定着支援に係る指定障害福祉サービス（以下この節において「指定就労定着支援」という。）を「指定就労定着支援」に改める。

百九十四条の三中「指定就労定着支援の事業を行う者（以下この節において「指定就労定着支援事業者」という。）を「指定就労定着支援事業者」に改める。

百九十四条の八の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条第二項中「対面」の下に「又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法」を加える。

百九十四条の十二中「第三十四条から」の下に「第三十六条まで、第三十七条から」を、「準用する第二十二条第二項」との下に、「第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第二百六条の十二において準用する省令第三十三条の二」と、第三十五条中「第三十四条」とあるのは「第二百六条の十二において準用する省令第三十四条」とを、「省令第四十条」との下に、「第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第二百六条の十二において準用する省令第四十条の二」とを加える。

百九十四条の二十中「第三十四条から」の下に「第三十六条まで、第三十七条から」を、「準用する第二十二条第二項」との下に、「第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第二百六条の二十において準用する省令第三十三条の二」と、第三十五条中「第三十四条」とあるのは「第二百六条の二十において準用する省令第三十四条」とを、「省令第四十条」との下に、「第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第二百六条の二十において準用する省令第四十条の二」とを加える。

第二百条に次の一項を加える。

6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百一条中「第三十七条から」を「第三十四条の二、第三十六条の二から」に、「第七十五条から第七十七条まで」を「第七十六条、第七十七条」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第二百十三条において準

用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第二百十三條において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第九十八條の四第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第九十八條の四第二項」と、第三十四条の二中「第三十三條の二」とあるのは「第二百十三條において準用する省令第三十三條の二」と、第三十六条の二中「第三十五條の二」とあるのは「第二百十三條において準用する省令第三十五條の二」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第二百十三條において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十條」とあるのは「第二百十三條において準用する省令第四十條」と、第四十一条の二中「第四十條の二」とあるのは「第二百十三條において準用する省令第四十條の二」と、第六十條中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第七十七條第二項第一号中「第六十條第一項」とあるのは「第二百一十條において準用する第六十條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十五條第一項」とあるのは「第二百一十條において準用する第五十五條第一項」と、同項第三号中「第六十七條」とあるのは「第二百一十條において準用する第九十條」と、同項第四号中「第七十六條」とあるのは「第二百十三條」と、同項第五号中「次条」とあるのは「第二百一十條」と、同項第六号中「第七十六條」とあるのは「第二百十三條」と、第九十二條中「第九十條」とあるのは「第二百十三條において準用する省令第九十條」と、第九十四條第一項中「前條の協力医療機関」とあるのは「第二百條の四第一項の協力医療機関及び同條第二項の協力歯科医療機関」と、第五十七條の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十條の二第二項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同條第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十條の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

第二百一十條の二の十中「第三十七條から」を「第三十四條の二、第三十六條の二から」に、「第七十五條から第七十七條まで」を「第七十六條、第七十七條」に改め、同條後段を次のように改める。

この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第二百十三條の十一において準用する省令第九条」と、第十二條中「第十一条」とあるのは「第二百十三條の十一において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百一十條の二の十において準用する第九十八條の四第一項」と、

第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第二百一条の二の十において準用する第九十八条の四第二項」と、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第二百十三条の十一において準用する省令第三十三条の二」と、第三十六条の二中「第三十五条の二」とあるのは「第二百十三条の十一において準用する省令第三十五条の二」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第二百十三条の十一において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第二百十三条の十一において準用する省令第四十条」と、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第二百十三条の十一において準用する省令第四十条の二」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第七十七条第二項第一号中「第六十条第一項」とあるのは「第二百一条の二の十において読み替えて準用する第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第二百一条の二の十において準用する第五十五条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第二百一条の二の十において準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十六条」とあるのは「第二百十三条の十一」と、同項第五号中「次条」とあるのは「第二百一条の二の十」と、同項第六号中「第七十六条」とあるのは「第二百十三条の十一」と、第九十二条中「第九十条」とあるのは「第二百十三条の十一において準用する省令第九十条」と、第九十四条第一項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第二百一条の二の十において準用する第二百条の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第五百七十七条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十条の二第一項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第九十八条の五第一項及び第九十八条の六第一項中「第二百一条」とあるのは「第二百一条の二の十」と読み替えるものとする。

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必

要な措置を講じなければならない。

第二百一条の十二中「第三十七条から」を「第三十四条の二、第三十六条の二から」に、「第七十五条から第七十七条まで」を「第七十六条、第七十七条」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、第十二条中「第十一条」とあるのは「第二百十三条の十二において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第九十八条の四第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第九十八条の四第二項」と、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第二百十三条の二十二において準用する省令第三十三条の二」と、第三十六条の二中「第三十五条の二」とあるのは「第二百十三条の二十二において準用する省令第三十五条の二」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第二百十三条の二十二において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第二百十三条の二十二において準用する省令第四十条」と、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第二百十三条の二十二において準用する省令第四十条の二」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第七十七条第二項第一号中「第六十条第一項」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第五十五条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十六条」とあるのは「第二百十三条の二十二」と、同項第五号中「次条」とあるのは「第二百一条の十二」と、同項第六号中「第七十六条」とあるのは「第二百十三条の二十二」と、第九十二条中「第九十条」とあるのは「第二百十三条の二十二において準用する省令第九十条」と、第九十四条第一項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第二十一条の十二において準用する第二百条の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第百五十七条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十条の二第一項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第百九十

八条の五第一項中「第二百一条」とあるのは「第二百一条の十二」と、同項及び同条第二項中「共同生活援助計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第九十九条の六中「第二百一条」とあるのは「第二百一条の十二」と、第九十九条中「第二百一条」とあるのは「第二百十三条の二十二において準用する省令第二百十一条」と読み替えるものとする。

第二百十條第一項中「第三十七條から」を「第三十四條の二、第三十六條の二から」に、「第六十一條まで」を「第六十二條まで」に改め、「第三項を除く。」の「」の下に「第七十六條」を、「第四項を除く。」の「」の下に「第八十八條から第九十條まで」を加え、「第九十四條の」を「第九十二條から第九十四條までの」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第二百二十三條第一項において準用する省令第九条」と、第十二條中「第十一条」とあるのは「第二百二十三條第一項において準用する省令第十一条」と、第十六条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第二十一條第二項中「次條第一項から第三項まで」とあるのは「第二百十條第二項において準用する第八十四條第二項及び第三項、第二百十條第三項及び第五項において準用する第四百十六條第二項及び第三項並びに第二百十條第四項において準用する第五百七十七條第二項及び第三項」と、第二十四條第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第二百十條第二項において準用する第八十四條第二項、第二百十條第三項及び第五項において準用する第四百十六條第二項並びに第二百十條第四項において準用する第五百七十七條第二項及び第三項」と、第三十四條の二中「第三十三條の二」とあるのは「第二百二十三條第一項において準用する省令第三十三條の二」と、第三十六條の二中「第三十五條の二」とあるのは「第二百二十三條第一項において準用する省令第三十五條の二」と、第三十七條中「第三十六條」とあるのは「第二百二十三條第一項において準用する省令第三十六條」と、第四十一條中「第四十條」とあるのは「第二百二十三條第一項において準用する省令第四十條」と、第四十一條の二中「第四十條の二」とあるのは「第二百二十三條第一項において準用する省令第四十條の二」と、第四十二條中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごと、その会計を」と、第五十九條第一項中「次條第一項」とあるのは「第二百十條第一項において準用する次條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第六十條中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「六月（特定基準該当障害福祉サ

社サービス事業所」と、第九十条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第九十二条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」とを削り、同条第五項中「第六十二条、第七十五条、第七十六条、」、第八十八条から第九十条まで、第九十二条、第九十三条、」及び「、第七十五条中「第七十三条」とあるのは「第二百二十三号第五項において準用する省令第七十三条」と、第八十八条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第九十条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第九十二条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」とを削る。

第二百十二条第三項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第二百三十五条第五項中「いう」を「いい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする」に改める。

第二百四十四条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の二項を加える。

3 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第一項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第二項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第二百五十四条中「第二百六十条」を「第二百六十条第一項」に改める。
第二百五十五条に次の一項を加える。

4 指定障害者支援施設等は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百五十五条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第二百五十五条の二 業務継続計画の策定等に係る基準は、省令第四十二条の二に規定する基準の例によることとする。

第二百五十七条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 指定障害者支援施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第二百五十八条を次のように改める。

(衛生管理等)

第二百五十八条 衛生管理等に係る基準は、省令第四十五条に規定する基準の例によることとする。

第二百六十条に次の一項を加える。

2 指定障害者支援施設等は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設等に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第二百六十七条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第二百六十七条の二 虐待の防止に係る基準は、省令第五十四条の二に規定する基準の例によることとする。

第二百七十一条第三項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第二百七十六条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第二百八十五条第五項中「いう」を「いい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする」に改める。

第二百九十三条に次の一項を加える。

4 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百九十三条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第二百九十三条の二 業務継続計画の策定等に係る基準は、省令第二十五条の二に規定する基準の例によることとする。

第二百九十五条を次のように改める。

(衛生管理等)

第二百九十五条 衛生管理等に係る基準は、省令第二十七条に規定する基準の例に

よることとする。

第三百条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第三百条の二 虐待の防止に係る基準は、省令第三十二条の二に規定する基準の例によることとする。

第三百十二条の二の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第三百十六条を次のように改める。

(衛生管理等)

第三百十六条 衛生管理等に係る基準は、省令第四十八条に規定する基準の例によることとする。

第三百十八条中「第三百条まで」を「第三百条の二まで」に改め、「準用する前条」との下に「、第二百九十三条の二中「第二十五条の二」とあるのは「第五十条において準用する省令第二十五条の二」とを、「省令第三十二条」との下に「、第三百条の二中「第三十二条の二」とあるのは「第五十条において準用する省令第三十二条の二」とを加える。

第三百二十三条中「第三百条まで」を「第三百条の二まで」に改め、「準用する前条」との下に「、第二百九十三条の二中「第二十五条の二」とあるのは「第五十条において準用する省令第二十五条の二」とを、「省令第三十二条」との下に「、第三百条の二中「第三十二条の二」とあるのは「第五十五条において準用する省令第三十二条の二」とを、「省令第四十条」との下に「、第三百十六条中「第四十八条」とあるのは「第五十五条において準用する省令第四十八条」とを加える。

第三百二十八条中「第三百条まで」を「第三百条の二まで」に改め、「準用する前条」との下に「、第二百九十三条の二中「第二十五条の二」とあるのは「第六十一条において準用する省令第二十五条の二」とを、「省令第三十二条」との下に「、第三百条の二中「第三十二条の二」とあるのは「第六十一条において準用する省令第三十二条の二」とを、「省令第四十条」との下に「、第三百十六条中「第四十八条」とあるのは「第六十一条において準用する省令第四十八条」とを加える。

第三百三十五条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第三百三十七条中「第三百条まで」を「第三百条の二まで」に改め、「準用する前条」との下に「、第二百九十三条の二中「第二十五条の二」とあるのは「第七十条において準用する省令第二十五条の二」とを、「省令第三十二条」との下に「、第三百条の二中「第三十二条の二」とあるのは「第七十条において準用する省令第三十二条の二」とを、「省令第四十四条」との下に「、第三百十六条中「第四十八条」とあるのは「第七十条において準用する省令第四十八条」とを加える。

第三百三十九条の二に次の一条を加える。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第三百三十九条の三 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね一年に一回以上、利用者の労働時間その他の当該就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第三百五十条に次の一項を加える。

2 就労継続支援A型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第三百五十二条中「第三百条まで」を「第三百条の二まで」に改め、「準用する前条」との下に「、第二百九十三条の二中「第二十五条の二」とあるのは「第八十五条において準用する省令第二十五条の二」とを、「省令第三十二条」との下に「、第三百条の二中「第三十二条の二」とあるのは「第八十五条において準用する省令第三十二条の二」と、第三百十六条中「第四十八条」とあるのは「第八十五条において準用する省令第四十八条」とを加える。

第三百五十五条中「第三百条まで」を「第三百条の二まで」に改め、「準用する前条」との下に「、第二百九十三条の二中「第二十五条の二」とあるのは「第八十八条において準用する省令第二十五条の二」とを、「省令第三十二条」との下に「、第三百条の二中「第三十二条の二」とあるのは「第八十八条において準用する省令第三十二条の二」と、第三百十六条中「第四十八条」とあるのは「第八十

八条において準用する省令第四十八条」とを加える。

第三百六十条第四項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第三百六十二条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 地域活動支援センターは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第三百六十四条第二項第三号中「第十七条第二項」を「第十八条第二項」に改める。

第三百七十一条の次に次の一条を加える。

(勤務体制の確保等)

第三百七十一条の二 地域活動支援センターは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 地域活動支援センターは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 地域活動支援センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三百七十二条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第三百七十二条の二 業務継続計画の策定等に係る基準は、省令第十四条の二に規定する基準の例によることとする。

第三百七十三条を次のように改める。

(衛生管理等)

第三百七十三条 衛生管理等に係る基準は、省令第十五条に規定する基準の例によることとする。

第三百七十四条中「第十五条」を「第十六条」に改める。

第三百七十六条中「第十七条」を「第十八条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第三百七十六条の二 虐待の防止に係る基準は、省令第十八条の二に規定する基準

の例によることとする。

第三百七十八条第四項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第三百八十一条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 福祉ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第三百八十三条第二項第三号中「第十六条第二項」を「第十七条第二項」に改める。

第三百八十七条の次に次の一条を加える。

(勤務体制の確保等)

第三百八十七条の二 福祉ホームは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 福祉ホームは、当該福祉ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 福祉ホームは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三百八十八条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第三百八十八条の二 業務継続計画の策定等に係る基準は、省令第十三条の二に規定する基準の例によることとする。

第三百八十九条を次のように改める。

(衛生管理等)

第三百八十九条 衛生管理等に係る基準は、省令第十四条に規定する基準の例によることとする。

第三百九十条中「第十四条」を「第十五条」に改める。

第三百九十二条中「第十六条」を「第十七条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第三百九十二条の二 虐待の防止に係る基準は、省令第十七条の二に規定する基準

の例によることとする。

第三百九十四条第三項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第三百九十八条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第四百十条第五項中「いう」を「いい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする」に改める。

第四百十九条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の二項を加える。

3 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第一項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第二項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第四百二十八条に次の一項を加える。

4 障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第四百二十八条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第四百二十八条の二 業務継続計画の策定等に係る基準は、省令第三十五条の二に規定する基準の例によることとする。

第四百三十条を次のように改める。

(衛生管理等)

第四百三十条 衛生管理等に係る基準は、省令第三十七条に規定する基準の例によることとする。

第四百三十六条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第四百三十七条 虐待の防止に係る基準は、省令第四十三条の二に規定する基準の例によることとする。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

令和三年二月十九日提出

埼玉 県 知 事

大 野 元 裕

提 案 理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、指定障害福祉サービス等に係る運営に関する基準を改定等したいので、この案を提出するものである。

第三十一号議案

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例

児童福祉法施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」「講じなければ」に改める。

第二十七条第五項中「会議」の下に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第一百十二条第五項において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第三十七条中「第四十三条」を「第四十三条第一項」に改める。

第三十八条に次の一項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三十八条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第三十八条の二 業務継続計画の策定等に係る基準は、省令第三十八条の二に規定する基準の例によることとする。

第四十条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第四十一条を次のように改める。

（衛生管理等）

第四十一条 衛生管理等に係る基準は、省令第四十一条に規定する基準の例によることとする。

第四十三条に次の一項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第五十一条第二項中「認定子ども園」を「認定こども園」に改める。

第五十四条第二項第四号中「第四十四条」を「第四十四条第二項」に改め、同項第六号中「第五十二条」を「第五十二条第二項」に改める。

第五十四条の五中「省令第三十条」と「」の下に「第三十八条の二中「第三十八

条の二」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第三十八条の二」と、第四十一条中「第四十一条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第四十一条」とを加え、「第二十一条」を「第二十一条第一項」に、「同項第四号中「第四十四条」を「同項第四号中「第四十四条第二項」に、「第四十四条」と、同項第五号」を「第四十四条第二項」と、同項第五号」に、「第五十条」を「第五十条第二項」に、「同項第六号中「第五十二条」を「同項第六号中「第五十二条第二項」に、「第五十二条第二項」に、「第五十二条」と読み替える」を「第五十二条第二項」と読み替える」に改める。

第五十八条中「省令第三十条」との下に、「第三十八条の二中「第三十八条の二」とあるのは「第五十四条の九において準用する省令第三十八条の二」と、第四十一条中「第四十一条」とあるのは「第五十四条の九において準用する省令第四十一条」とを加え、「第二十一条」を「第二十一条第一項」に、「同項第四号中「第四十四条」を「同項第四号中「第四十四条第二項」に、「第四十四条」と、同項第五号」を「第四十四条第二項」と、同項第五号」に、「第五十条」を「第五十条第二項」に、「同項第六号中「第五十二条」を「同項第六号中「第五十二条第二項」に、「第五十二条」と読み替える」を「第五十二条第二項」と読み替える」に改める。

第七十条中「第四十三条中」を「第三十八条の二中「第三十八条の二」とあるのは「第六十四条において準用する省令第三十八条の二」と、第四十一条中「第四十一条」とあるのは「第六十四条において準用する省令第四十一条」と、第四十三条第一項中「に」、「第二十一条」を「第二十一条第一項」に、「同項第四号中「第四十四条」を「同項第四号中「第四十四条第二項」に、「第四十四条」と、同項第五号」を「第四十四条第二項」と、同項第五号」に、「第五十条」を「第五十条第二項」に、「同項第六号中「第五十二条」を「同項第六号中「第五十二条第二項」に、「第五十二条」と読み替える」を「第五十二条第二項」と読み替える」に改める。

第七十七条中「省令第三十条」との下に、「第三十八条の二中「第三十八条の二」とあるのは「第七十一条において準用する省令第三十八条の二」と、第四十一条中「第四十一条」とあるのは「第七十一条において準用する省令第四十一条」とを加え、「第二十一条」を「第二十一条第一項」に、「同項第四号中「第四十四条」を「同項第四号中「第四十四条第二項」に、「第四十四条」と、同項第五号中「第五十条」を「第四十四条第二項」と、同項第五号中「第五十条第二項」に、「第五十条」と、同項第六号中「第五十二条」を「第五十条第二項」と、同項第六号中「第五十二条第二項」に、「第五十二条」と読み替える」を「第五十二条第二項」と読み替える」に改める。

九条において準用する省令第四十一条」と、第四十三条第一項中「」に、「第二十一条」を「第二十一条第一項」に、「同項第四号中「第四十四条」を「同項第四号中「第四十四条第二項」に、「第四十四条」と、同項第五号中「第五十条」を「第四十四条第二項」と、同項第五号中「第五十条第二項」に、「第五十条」と、同項第六号中「第五十二条」を「第五十条第二項」と、同項第六号中「第五十二条第二項」に、「第五十二条」と読み替える」に改める。

第九十四条第四項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第一百二十二条第五項中「会議」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第二百二十五条中「第三百三十一条」を「第三百三十一条第一項」に改める。

第二百二十六条に次の一項を加える。

4 指定福祉型障害児入所施設は、適切な指定入所支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百二十六条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第二百二十六条の二 業務継続計画の策定等に係る基準は、省令第三十五条の二に規定する基準の例によることとする。

第二百二十八条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第二百二十九条を次のように改める。

（衛生管理等）

第二百二十九条 衛生管理等に係る基準は、省令第三十八条に規定する基準の例によることとする。

第三百三十一条に次の一項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉型障害児入所施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第四百二十二条第二項第四号中「第四十一条」を「第四十一条第二項」に改め、同項第六号中「第四十九条」を「第四十九条第二項」に改める。

第四百四十八条中「第三百三十一条中」を「第二百二十六条の二中」「第三十五条の二」とあるのは「第五十七条において準用する省令第三十五条の二」と、第二百二十九条中「第三十八条」とあるのは「第五十七条において準用する省令第三十八条」と、第三百三十一条第一項中「」に、「第百六条」を「第百六条第一項」に、「同項第四号中」「第四十一条」を「同項第四号中」「第四十一条第二項」に、「第四十一条」と、同項第五号」を「第四十一条第二項」と、同項第五号」に、「第百三十八条」を「第百三十八条第二項」に、「同項第六号中」「第四十九条」を「同項第六号中」「第四十九条第二項」に、「第四十九条」と読み替える」を「第四十九条第二項」と読み替える」に改める。

第二百五十四条第一項中「児童福祉施設（」の下に「障害児入所施設及び児童発達支援センター（次条において「障害児入所施設等」という。）並びに」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（非常災害対策）

第二百五十四条の二 障害児入所施設等は、消火設備その他非常災害の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害の発生時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならぬ。

2 障害児入所施設等は、非常災害に備えるため、避難及び消火に対する訓練にあつては毎月一回、救出その他必要な訓練にあつては定期的に行わなければならない。

3 障害児入所施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第百六十条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第百六十条の二 業務継続計画の策定等に係る基準は、省令第九条の四に規定する基準の例によることとする。

第百六十一条を次のように改める。

（衛生管理等）

第百六十一条 衛生管理等に係る基準は、省令第十条に規定する基準の例によることとする。

第二百五十条第二項中「（昭和二十二年法律第二十六号）」を削る。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

令和三年二月十九日提出

埼玉県知事

大野 元 裕

提 案 理 由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、指定障害児通所支援事業等に係る運営に関する基準を改定等しいので、この案を提出するものである。

第三十二号議案

埼玉県衛生試験等手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県衛生試験等手数料条例（昭和二十三年埼玉県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号イ 中「特殊なもの

一項目につき

「特殊なもの

一項目につき

二

二万五百四十円」を

ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペル

ン酸（PFOA）

一項目につき

六

万五百四十円

フルオロオクタ に改める。

万六百七十円」

附則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

令和三年二月十九日提出

埼玉県知事

大野

元

裕

提案理由

水質試験の試験項目の増設をしたいので、この案を提出するものである。

第三十三号議案

地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計条例

(設置)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九条第二項の規定により、地方独立行政法人埼玉県立病院機構（以下この条及び次条において「病院機構」という。）が行う事業用施設、医療機器等の整備に要する資金の貸付け及び病院機構に係る県債の償還事務の円滑な運営とその経理の適正を図るため、地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第二条 この会計においては、病院機構の負担金、貸付金償還金、県債その他の諸収入をもってその歳入とし、貸付金、県債償還金その他の諸支出をもってその歳出とする。

附則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

令和三年二月十九日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提案理由

地方独立行政法人埼玉県立病院機構の設立に伴い、同法人が行う事業用施設、医療機器等の整備に要する資金の貸付け等の円滑な運営とその経理の適正を図るため、地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計を設置したいので、この案を提出するものである。

第三十四号議案

食品衛生に関する条例を廃止する条例

食品衛生に関する条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十二号）は、廃止する。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年六月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正）

3 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表中第百三項を削り、第百四項を第百三項とし、第百五項から第百十七項までを一項ずつ繰り上げる。

（埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正）

4 埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年埼玉県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表食品衛生に関する条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十二号）の項を削る。

令和三年二月十九日提出

埼玉県 知事

大野 元 裕

提案理由

食品衛生法等の一部改正に伴い、食品衛生に関する条例を廃止したいので、この案を提出するものである。

第三十五号議案

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成十二年埼玉県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「次項及び第五条第一項において「施行令」を「以下「令」に改め、同条第二項中「施行令」を「令」に改める。

第五条から第八条までを削り、第九条を第五条とする。

別表を次のように改める。

別表（第四条関係）

一 令第三十五条各号に掲げる営業（同条第二号及び第六号に掲げる営業を除く。）に共通する基準

イ 施設は、屋外からの汚染を防止し、衛生的な作業を継続的に実施するために必要な構造又は設備、機械器具の配置及び食品又は添加物を取り扱う量に応じた十分な広さを有すること。

ロ 食品又は添加物、容器包装、機械器具その他食品又は添加物に接触するおそれのあるもの（以下「食品等」という。）への汚染を考慮し、公衆衛生上の危害の発生を防止するため、作業区分に応じ、間仕切り等により必要な区画がされ、工程を踏まえて施設設備が適切に配置され、又は空気の流れを管理する設備が設置されていること。ただし、作業における食品等又は従事者の経路の設定、同一区画を異なる作業で交替に使用する場合の適切な洗浄消毒の実施等により、必要な衛生管理措置が講じられている場合はこの限りでない。なお、住居その他食品等を取り扱うことを目的としない室又は場所が同一の建物にある場合、それらと区画されていること。

ハ 施設の構造及び設備

じん埃、廃水及び廃棄物による汚染を防止できる構造又は設備並びにねずみ及び昆虫の侵入を防止できる設備を有すること。

食品等を取り扱う作業をする場所の真上は、結露しにくく、結露によるかびの発生を防止し、及び結露による水滴により食品等を汚染しないよう換気が適切にできる構造又は設備を有すること。

床面、内壁及び天井は、清掃、洗浄及び消毒（以下「清掃等」という。）を容易にすることができる材料で作られ、清掃等を容易に行うことができる構造であること。

床面及び内壁の清掃等に水が必要な施設にあつては、床面は不浸透性の材質で作られ、排水が良好であること。内壁は、床面から容易に汚染され

る高さまで、不浸透性材料で腰張りされていること。

照明設備は、作業、検査及び清掃等を十分にすることのできるよう必要な照度を確保できる機能を備えること。

水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第二項に規定する水道事業、同条第六項に規定する専用水道若しくは同条第七項に規定する簡易専用水道により供給される水（以下「水道事業等により供給される水」という。）又はこれ以外の飲用に適する水（以下「飲用に適する水」という。）を施設の必要な場所に適切な温度で十分な量を供給することができる給水設備を有すること。水道事業等により供給される水以外の水を使用する場合にあっては、必要に応じて消毒装置及び浄水装置を備え、水源は外部から汚染されない構造を有すること。貯水槽を使用する場合にあっては、食品衛生上支障のない構造であること。

法第十三条第一項の規定に基づき定められた基準又は規格に食品製造用水の使用について定めがある食品を取り扱う営業における 基準の適用については、中「飲用に適する水」とあるのは「食品製造用水」と、食品製造用水又は殺菌した海水を使用できるよう定めがある食品を取り扱う営業における 基準の適用については、中「飲用に適する水」とあるのは「食品製造用水若しくは殺菌した海水」とする。

従事者の手指を洗浄消毒する装置を備えた流水式手洗い設備を必要な個数有すること。なお、水栓は洗浄後の手指の再汚染が防止できる構造であること。

排水設備は、次の要件を満たすこと。

- (一) 十分な排水機能を有し、かつ、水で洗浄をする区画及び廃水、液性の廃棄物等が流れる区画の床面に設置されていること。
- (二) 汚水の逆流により食品又は添加物を汚染しないよう配管され、かつ、施設外に適切に排出できる機能を有すること。
- (三) 配管は十分な容量を有し、かつ、適切な位置に配置されていること。食品又は添加物を衛生的に取り扱うために必要な機能を有する冷蔵又は冷凍設備を必要に応じて有すること。製造及び保存の際の冷蔵又は冷凍については、法第十三条第一項の規定に基づき定められた基準又は規格に冷蔵又は冷凍について定めがある食品を取り扱う営業にあっては、その定めに従い必要な設備を有すること。

必要に応じて、ねずみ、昆虫等の侵入を防ぐ設備及び侵入した際に駆除するための設備を有すること。

次に掲げる要件を満たす便所を従事者の数に応じて有すること。

(一) 作業場に汚染の影響を及ぼさない構造であること。

(二) 専用の流水式手洗い設備を有すること。

原材料を種類及び特性に応じた温度で、汚染の防止可能な状態で保管することができる十分な規模の設備を有すること。また、施設で使用する洗浄剤、殺菌剤等の薬剤は、食品等と区分して保管する設備を有すること。

廃棄物を入れる容器又は廃棄物を保管する設備については、不浸透性及び十分な容量を備えており、清掃がしやすく、汚液及び汚臭が漏れない構造であること。

製品を包装する営業にあつては、製品を衛生的に容器包装に入れることができる場所を有すること。

更衣場所は、従事者の数に応じた十分な広さがあり、及び作業場への出入りが容易な位置に有すること。

食品等を洗浄するため、必要に応じて熱湯、蒸気等を供給できる使用目的に応じた大きさ及び数の洗浄設備を有すること。

添加物を使用する施設にあつては、それを専用で保管することができる設備又は場所及び計量器を備えること。

二 機械器具

食品又は添加物の製造又は食品の調理をする作業場の機械器具、容器その他の設備（以下「機械器具等」という。）は、適正に洗浄、保守及び点検をすることのできる構造であること。

作業に応じた機械器具等を備えること。

食品又は添加物に直接触れる機械器具等は、耐水性材料で作られ、洗浄が容易であり、熱湯、蒸気又は殺菌剤で消毒が可能なものであること。

固定し、又は移動しがたい機械器具等は、作業に便利であり、かつ、清掃及び洗浄をしやすい位置に有すること。組立式の機械器具等にあつては、分解及び清掃しやすい構造であり、必要に応じて洗浄及び消毒が可能な構造であること。

食品又は添加物を運搬する場合にあつては、汚染を防止できる専用の容器を使用すること。

冷蔵、冷凍、殺菌、加熱等の設備には、温度計を備え、必要に応じて圧力計、流量計その他の計量器を備えること。

作業場を清掃等するための専用の用具を必要数備え、その保管場所及び従事者が作業を理解しやすくするために作業内容を掲示するための設備を

有すること。

ホ その他

令第三十五条第一号に規定する飲食店営業にあつては、ハの基準を適用しない。

令第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、簡易な営業（そのまゝの状態で飲食に供することのできる食品を食器に盛る、そうざいの半製品を加熱する等の簡易な調理のみをする営業をいい、喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。）を含む。第二号イ（一）において同じ。）をする場合にあつては、の規定によるほか、次に定める基準により営業をすることができる。

（一）床面及び内壁にあつては、取り扱う食品及び営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合は、不浸透性材料以外の材料を使用することができる。

（二）排水設備にあつては、取り扱う食品及び営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合は、床面に有しないこととすることができる。

（三）冷蔵又は冷凍設備にあつては、取り扱う食品及び営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合は、施設外に有することとすることができる。

（四）食品を取り扱う区域にあつては、従事者以外の者が容易に立ち入ることのできない構造であれば、区画されていることを要しないこととすることができる。

令第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、自動車において調理をする場合にあつては、ハ、及びの基準を適用しない。

令第三十五条第九号に規定する食肉処理業のうち、自動車において生体又はとたいを処理する場合にあつては、ハ、及び並びに二の基準を適用しない。

令第三十五条第二十七号及び第二十八号に掲げる営業以外の営業で冷凍食品を製造する場合は、イからニまでに掲げるものに加え、次の要件を満たすこと。

（一）原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、冷凍、包装及び保管をするための室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

（二）原材料を保管する室又は場所に冷蔵又は冷凍設備を有すること。

- (三) 製品を製造する室又は場所は、製造する品目に応じて、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を有すること。
- (四) 製品が摂氏マイナス十五度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷凍室及び保管室を有すること。

令第三十五条第三十号に掲げる営業以外の営業で密封包装食品を製造する場合にあっては、イからニまでに掲げるものに加え、次に掲げる要件を満たす構造であること。

- (一) 原材料の保管及び前処理又は調合並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有し、必要に応じて容器包装洗浄設備を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- (二) 原材料の保管をする室又は場所に、冷蔵又は冷凍設備を有すること。
- (三) 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、解凍、加熱、充填、密封、殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。

二 令第三十五条各号に掲げる営業ごとの基準

イ 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業

- 自動車において調理をする場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。
 - (一) 簡易な営業にあっては、一日の営業において約四十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。
 - (二) 比較的大量の水を要しない営業にあっては、一日の営業において約八十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。
 - (三) 比較的大量の水を要する営業にあっては、一日の営業において約二百リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

ロ 令第三十五条第二号の調理の機能を有する自動販売機（屋内に設置され、容器包装に入れられず、又は容器包装で包まれない状態の食品に直接接触する部分を自動的に洗浄するための装置その他の食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な装置を有するものを除く。）により食品を調理し、調理された食品を販売する営業

ひさし、屋根等の雨水を防止できる設備を有すること。ただし、雨水による影響を受けないと認められる場所に自動販売機を設置する場合にあっては、この限りでない。

床面は、清掃等が容易な不浸透性材料の材質であること。

ハ 令第三十五条第三号に規定する食肉販売業

処理室を有すること。

処理室に解体された鳥獣の肉、内臓等を分割するために必要な設備を有すること。

製品が冷蔵保存を要する場合にあっては製品が摂氏十度以下と、冷凍保存を要する場合にあっては製品が摂氏マイナス十五度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷蔵又は冷凍設備を処理量に応じた規模で有すること。

不可食部分を入れるための容器及び廃棄に使用するための容器は、不透性材料で作られ、処理量に応じた容量を有し、消毒が容易であり、汚液及び汚臭が漏れない構造であり、蓋を備えていること。

二 令第三十五条第四号に規定する魚介類販売業

原材料の保管及び処理並びに製品の包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。

原材料の処理をする室又は場所は、鮮魚介類の処理に必要な設備等を有すること。

生食用鮮魚介類を取り扱う施設にあっては、生食用鮮魚介類の処理をするための専用の器具を備えること。

かきを処理する場合は、次に掲げる要件を満たすこと。

(一) 必要に応じて浄化設備を有すること。

(二) かきの前処理をする室又は場所は、殻付きかきの洗浄に必要な設備を有すること。

(三) かきの処理をする室又は場所は、むき身の処理、洗浄及び包装に必要な設備を有すること。

ホ 令第三十五条第五号に規定する魚介類競り売り営業

鮮魚介類の入荷、荷分け、陳列、一時保管、取引及び出荷をする場所を有し、必要に応じて区画されていること。

必要に応じて冷蔵又は冷凍設備、製氷設備並びに靴の洗浄及び消毒をする設備を有すること。

海水を用いて鮮魚介類の洗浄及び冷却をする場合にあっては、必要に応じて海水の殺菌設備を有すること。

ヘ 令第三十五条第六号に規定する集乳業

生乳の貯蔵設備及び受入検査設備（検査を外部委託する施設を除く。）を有すること。

生乳の取扱量に応じた冷却器又は冷蔵保管設備を有すること。

ト 令第三十五条第七号に規定する乳処理業

生乳の受入検査、貯蔵及び処理並びに製品の保管をし、必要に応じて洗瓶をする室又は場所及び容器洗浄設備を有すること。ただし、生乳を使用しない施設にあっては貯蔵及び受入検査をする室又は場所、検査を外部委託する施設にあっては受入検査をする室又は場所を有することを要しない。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。

生乳の処理をする室又は場所は、ろ過、殺菌、充填及び密栓に必要な設備を有すること。

製品が摂氏十度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷却器及び冷蔵設備を処理量又は製造量に応じた規模で有すること（常温保存可能品のみを製造する施設を除く。）。

生乳の検査をする室又は場所は、生乳の検査をするために必要な設備を有すること。

チ 令第三十五条第八号に規定する特別牛乳搾取処理業

搾乳、生乳の処理及び製品の保管をする室又は場所並びに牛体洗浄設備並びに生乳の貯蔵設備及び受入検査設備（検査を外部委託する施設を除く。）を有し、必要に応じて洗瓶をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。

生乳の処理をする室又は場所は、ろ過、殺菌、充填及び密栓に必要な設備を有すること。なお、生乳の殺菌をする場合にあっては、自記温度計を付けた殺菌設備を有すること。

製品が摂氏十度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷却器及び冷蔵設備を処理量に応じた規模で有すること。

リ 令第三十五条第九号に規定する食肉処理業

原材料の荷受及び処理並びに製品の保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。

不可食部分を入れるための容器及び廃棄に使用するための容器は、不透性材料で作られ、処理量に応じた容量を有し、消毒が容易であり、汚液及び汚臭が漏れない構造であり、蓋を備えていること。

製品が冷蔵保存を要する場合にあっては製品が摂氏十度以下と、冷凍保存を要する場合にあっては製品が摂氏マイナス十五度以下となるよう管理

することのできる機能を備える冷蔵又は冷凍設備を処理量に応じて有すること。

処理室は、解体された獣畜又は食鳥の肉、内臓等を分割するために必要な設備を有すること。

生体又はとたいを処理する場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。

(一) とさつ放血室（とさつ及び放血をする場合に限る。）及び剥皮をする場所並びに剥皮前のとたいの洗浄をする設備を有すること。また、必要に応じて懸ちよう室、脱羽をする場所及び羽毛、皮、骨等を置く場所を有し、処理前の生体又はとたい、処理後の食肉等の搬入及び搬出をする場所が区画されていること。

(二) 剥皮をする場所は、懸ちよう設備並びに従事者の手指及びナイフ等の器具の洗浄及び消毒設備を有すること。

(三) 懸ちよう室は、他の作業場所から隔壁により区画され、出入口の扉が密閉できる構造であること。

(四) 洗浄消毒設備は、摂氏六十度以上の温湯及び摂氏八十三度以上の熱湯を供給することのできる設備を有すること。また、供給する温湯及び熱湯の温度を確認できる温度計を備えること。

自動車において生体又はとたいを処理する場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。

(一) 処理室は、他の作業場所から隔壁により区画され、出入口の扉、窓等が密閉できる構造であること。

(二) 計画処理頭数（一の施設において、あらかじめ処理することが定められた頭数をいう。）に応じ、食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）別表第十七第四イに掲げる事項を満たす水を十分に供給する機能を備える貯水設備を有すること。なお、シカ又はイノシシを処理する場合にあつては、成獣一頭当たり約百リットルの水を供給することのできる貯水設備を有すること。

(三) 排水の貯留設備を有すること。貯留設備は、不浸透性材料で作られ、汚液及び汚臭が漏れない構造であり、蓋を備えていること。

(四) 車外において剥皮をする場合にあつては、処理する場所を処理室の入口に隣接して有し、風雨、じん埃等外部環境によるとたいの汚染及び昆虫等の侵入を一時的に防止する設備を有すること。

血液を加工する施設にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。

(一) 運搬用具の洗浄及び殺菌並びに原材料となる血液の貯蔵及び処理をする室及び冷蔵又は冷凍設備を有し、必要に応じて製品の包装をする室を有すること。ただし、採血から加工までが一貫して行われ、他の施設から原材料となる血液が運搬されない施設にあっては、運搬器具を洗浄及び殺菌し、かつ、原材料となる血液を貯蔵する室を有することを要しない。なお、各室又は設備は作業区分に応じて区画されていること。

(二) 処理量に応じた原材料貯留槽、分離機等を有すること。

(三) 原材料となる血液の受入設備から充填設備までの各設備がサニタリーパイプで接続されていること。

又 令第三十五条第十号に規定する食品の放射線照射業

専用の照射室を有すること。

適切な照射線量を正確に調整できるヘルトコンベア及び照射設備を有すること。

照射線量を正確に測定できる化学線量計を備えること。

ル 令第三十五条第十一号に規定する菓子製造業

原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画すること。

原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、解凍、調整、調合、整形、発酵、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を備えること。

原材料及び製品の保管をする室又は場所は、必要に応じて冷蔵又は冷凍設備を有すること。

シアン化合物を含有する豆類を原材料として生あんを製造する場合には、浸漬、蒸煮、製あん及び水さらしに必要な設備を有すること。

ヲ 令第三十五条第十二号に規定するアイスクリーム類製造業

原材料の保管及び調合並びに製品の製造及び保管をする室又は場所並びに生乳の貯蔵設備（生乳を使用しない施設を除く。）及び受入検査設備（検査を外部委託する施設を除く。）を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。

製品の製造をする室又は場所は、ろ過、殺菌、冷却、充填、包装及び凍結に必要な設備を有すること。

ワ 令第三十五条第十三号に規定する乳製品製造業

原材料の保管及び調合並びに製品の製造及び保管をする室又は場所並び

に生乳の貯蔵設備（生乳を使用しない施設を除く。）及び受入検査設備（検査を外部委託する施設を除く。）を有し、必要に応じて洗瓶をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

製品の製造をする室又は場所は、ろ過、殺菌、冷却、充填及び包装に必要な設備を有し、必要に応じて発酵、濃縮、乾燥、乳化及び分離をするための設備を有すること。

カ 令第三十五条第十四号に規定する清涼飲料水製造業

原材料の保管及び調査並びに製品の製造（ミネラルウォーター類のみを製造する施設にあつては、製造に限る。）をする室又は場所を有し、必要に応じて容器の洗浄及び製造又は組立てをする設備を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

原材料の調査及び製品の製造をする室又は場所にあつては、調査、充填、密封及び殺菌又は除菌に必要な設備を有すること。

コ 令第三十五条第十五号に規定する食肉製品製造業

原材料の保管、前処理及び調査並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画すること。

製品の製造をする室又は場所に、必要に応じて殺菌、乾燥、燻煙、塩漬、製品の中心部温度の測定、冷却等をするための設備を有すること。

ク 令第三十五条第十六号に規定する水産製品製造業

原材料の保管及び前処理並びに製品の製造及び保管をし、必要に応じて原材料の乾燥、洗浄及び解凍をするための室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

原材料の保管及び製品の保管をする室又は場所は、必要に応じて冷蔵又は冷凍設備を有すること。

原材料の前処理又は製品の製造をする室又は場所は、必要に応じて解凍、調査、加熱、殺菌、乾燥、燻煙、焙焼、脱水、冷却等をするための設備を備えること。

生食用鮮魚介類を取り扱う場合は、生食用鮮魚介類の処理をする専用の器具を備えること。

魚肉練り製品を製造する場合にあつては、原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所に播漬及び殺菌（魚肉のすり身を製造する場合を除く。）に必要な設備を有すること。

かきを処理する場合は、次に掲げる要件を満たすこと。

(一) 必要に応じて浄化設備を有すること。

(二) かきの前処理をする室又は場所は、殻付きかきの洗浄に必要な設備を有すること。

(三) かきの処理をする室又は場所は、むき身の処理、洗浄及び包装に必要な設備を有すること。

レ 令第三十五条第十七号に規定する氷雪製造業

製品の製造及び保管をし、必要に応じて製品の調整及び包装をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ソ 令第三十五条第十八号に規定する液卵製造業

原材料の保管並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

製品を製造する室又は場所は、割卵、充填及び冷却に必要な設備を有し、必要に応じて洗卵、ろ過並びに加熱殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。

製品が冷蔵保存を要する場合にあつては製品が摂氏八度以下と、冷凍保存を要する場合にあつては製品が摂氏マイナス十五度以下となるよう管理できる機能を備える冷蔵又は冷凍設備を有すること。

ツ 令第三十五条第十九号に規定する食用油脂製造業

原材料の保管設備並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

食用油脂を製造する施設の製造をする室又は場所にあつては、精製、充填及び包装に必要な設備を有し、必要に応じて搾油及び調合に必要な設備を有すること。

マーガリン又はショートニングの製造をする施設の室又は場所にあつては、充填及び包装に必要な設備を有し、必要に応じて、練り合わせ、殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。また、必要に応じて熟成室を有すること。

ネ 令第三十五条第二十号に規定するみそ又はしょうゆ製造業

製麹をし、原材料の保管、前処理、仕込み及び熟成をし、及び製品の包装充填及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場

合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。また、包装充填をする室又は場所にある場合は、必要に応じて容器の洗浄及び製造又は組立てをする設備を有すること。

しょうゆを製造する場合にあっては、必要に応じて圧搾、火入れ、調合、ろ過及び圧搾製成に必要な設備を有すること。

みそ又はしょうゆを主原料とする食品を製造する場合にあっては、調合、ろ過、乾燥、加熱殺菌、充填及び密栓に必要な設備を有すること。

ナ 令第三十五条第二十一号に規定する酒類製造業

製造する品目に応じて、製麹^{まき}をし、原材料の保管、前処理、仕込み及び熟成（蒸留及び圧搾を含む。）をし、及び製品の包装充填及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。

製品の包装充填をする室又は場所は、必要に応じて容器の洗浄及び検瓶並びに製造又は組立てをする設備を有すること。

製造品目に応じて、洗浄、浸漬、蒸きよう、製麹^{まき}、糖化、煮沸、発酵、蒸留、圧搾、火入れ、調合、ろ過、充填及び密栓に必要な設備等を有すること。

ラ 令第三十五条第二十二号に規定する豆腐製造業

原材料の保管及び前処理並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。

製品の製造をする室又は場所は、殺菌及び冷却に必要な設備を有し、必要に応じて包装するための設備を有すること。

無菌充填豆腐を製造する場合にあっては、連続流動式の加熱殺菌機並びに充填及び密封に必要な設備を備えること。

豆腐を主原料とする食品を製造する場合にあっては、必要に応じて、冷凍、乾燥、油調等をする設備を備えること。

ム 令第三十五条第二十三号に規定する納豆製造業

原材料の保管、前処理、発酵及び熟成並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。

原材料の蒸煮、発酵及び冷却並びに製品の包装に必要な設備を有すること。

ウ 令第三十五条第二十四号に規定する麺類製造業

原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有し、必要に応じて原材料及び製品の乾燥及び冷蔵又は冷凍をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

原材料の前処理をし、及び製品の製造をする室又は場所にあつては、製造する品目に応じて、混練、成形、圧延、裁断、茹で、蒸し、油調及び冷却に必要な設備を有すること。

中 令第三十五条第二十五号に規定するそうざい製造業及び同条第二十六号に規定する複合型そうざい製造業

原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、解凍、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を有すること。

原材料及び製品の保管をする室又は場所は、冷蔵又は冷凍設備を有すること。

ノ 令第三十五条第二十七号に規定する冷凍食品製造業及び同条第二十八号に規定する複合型冷凍食品製造業

原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、冷凍、包装及び保管をするための室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

原材料の保管をする室又は場所には冷蔵又は冷凍設備を有すること。

製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を有すること。

製品が摂氏マイナス十五度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷凍室及び保管室を有すること。

オ 令第三十五条第二十九号に規定する漬物製造業

原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所は、必要に応じて洗浄、漬け込み、殺菌等をする設備を有すること。

浅漬けを製造する場合にあつては、製品が摂氏十度以下となるよう管理することができる機能を備える冷蔵設備を有すること。

ク 令第三十五条第三十号に規定する密封包装食品製造業

原材料の保管及び前処理又は調査並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有し、必要に応じて容器包装洗浄設備を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。

原材料の保管をする室又は場所に冷蔵又は冷凍設備を有すること。

製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、解凍、加熱、充填、密封、殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。

ヤ 令第三十五条第三十一号に規定する食品の小分け業

原材料の保管及び加工並びに製品の包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画すること。

原材料及び製品の保管をする室又は場所は、必要に応じて冷蔵又は冷凍設備を有すること。

マ 令第三十五条第三十二号に規定する添加物製造業

原材料の保管並びに製品の製造、小分け、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。

製品の製造をする室又は場所は、必要に応じて抽出、反応、混合、ろ過、し過、精製、濃縮等に必要な設備を有すること。添加物製剤を製造する場合にあっては、含有成分を均一にする機械設備を有すること。

原材料又は製品の試験検査をするために必要な設備及び器具を有すること。ただし、試験検査のうち特殊な試験に必要な設備及び器具については、当該試験に必要な設備を有する他の機関を利用して自らの責任において当該添加物の試験検査をする場合であって、食品衛生上支障がないと認められるときは、この限りでない。

添加物及び添加物以外の製品の製造をする施設にあっては、添加物の製造に使用する機械器具が区画されていること。ただし、添加物及び添加物以外の製品を同一の工程で製造する場合であって、同一の機械器具を使用しても製造された添加物が法第十三条第一項の規定に基づき定められた基準及び規格に適合する場合は、この限りでない。

三 法第十三条第一項の規定に基づき定められた基準又は規格に適合する生食用食肉又はふぐを取り扱う営業に係る施設の基準

イ 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業、同条第三号に規定する食肉販売業、同条第九号に規定する食肉処理業、同条第二十六号に規定する複合型

そつざい製造業及び同条第二十八号に規定する複合型冷凍食品製造業のうち、生食用食肉の加工又は調理をする施設にあっては、第一号及び第二号の基準に加え、次に掲げる要件を満たすこと。

生食用食肉の加工又は調理をするための設備が他の設備と区分されていること。

器具及び手指の洗浄及び消毒をするための専用の設備を有すること。

生食用食肉の加工又は調理をするための専用の機械器具を備えること。

取り扱う生食用食肉が冷蔵保存を要する場合にあっては当該生食用食肉が摂氏四度以下と、冷凍保存を要する場合にあっては当該生食用食肉が摂氏マイナス十五度以下となるよう管理することができる機能を備える冷蔵又は冷凍設備を有すること。

生食用食肉を加工する施設にあっては、加工量に応じた加熱殺菌をするための設備を有すること。

ロ 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業、同条第四号に規定する魚介類販売業、同条第十六号に規定する水産製品製造業、同条第二十六号に規定する複合型そつざい製造業及び同条第二十八号に規定する複合型冷凍食品製造業のうち、ふぐを処理する施設にあっては、第一号及び第二号の基準に加え、次に掲げる要件を満たすこと。

除去した卵巣、肝臓等の有毒な部位の保管をするため、施設できる容器等を備えること。

ふぐの処理をするための専用の器具を備えること。

ふぐを凍結する場合にあっては、ふぐを摂氏マイナス十八度以下で急速に凍結できる機能を備える冷凍設備を有すること。

四 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、法第五十五条第三項の条件として、特定の食品（知事が別に定めるものに限る。）のみを調理することを付された営業に係る営業施設の基準は、前三号の規定にかかわらず、規則で定めるところによる。

附 則

1 この条例は、令和三年六月一日から施行する。

2 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第百二十三号）附則第二条の規定によりなお従前の例により営業を行うことができることとされた者に係る営業施設の基準については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和三年二月十九日提出

埼玉県知事

大野 元 裕

提 案 理 由

食品衛生法等の一部改正に伴い、食品業者が公衆衛生上遵守すべき営業許可に係る営業施設の基準を改める等したいので、この案を提出するものである。

第三十六号議案

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例（平成十四年埼玉県条例第七十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第二号を削り、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とする。

第十五条第一項第四号を削り、同条第三項中第四号を削り、第五号を第四号とする。

第二十三条第一項第三号中「第五十二条に規定する」を「第五十五条第一項の」に改め、「又は食品衛生に関する条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十二号）第二条に規定する許可」を削る。

第二十六条第四号中「八千二百円」を「四千六百円」に改める。

附則

1 この条例は、令和三年六月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に第十三条の規定によりふぐ取扱施設の認定を受けている者に対する改正後の第十四条第一項並びに第十五条第一項及び第三項の規定の適用については、当該施設に係る食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）第二条の規定による改正前の食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項の許可に係る同条第三項の有効期間の満了の日までの間は、なお従前の例による。

令和三年二月十九日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提案理由

食品衛生法等の一部改正に伴い、規定の整備をするとともに、ふぐ取扱施設認定申請手数料の額を改定したいので、この案を提出するものである。

第三十七号議案

埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例の一部を改正する条例

第一条 埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例(平成二十年埼玉県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第四号」を「第五号及び第九条」に改める。

第七条第一項中「いす」を「椅子」に改める。

第八条第四号中「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に改め、同条第六号中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改める。

第九条の見出し中「追加した特定建築物」を「追加した特定建築物等」に改め、同条中「追加した特定建築物」の下に「及び政令第五条第一号に規定する公立小学校等」を加える。

別表第一3の項中「1の項第九号」を「1の項第十号」に改める。

第二条 埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第五号」の下に「、第四条第二項」を加える。

第四条に次の一項を加える。

2 政令第十条第二項に規定する条例対象小規模特別特定建築物についての法第十四条第三項の規定により建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、前項の規定にかかわらず、政令第十一条から第十八条まで及び第二十条から第二十四条まで並びに次条、第八条及び第九条に定めるものとする。

附則

この条例中第一条の規定は令和三年四月一日から、第二条の規定は同年十月一日から施行する。

令和三年二月十九日提出

埼玉県知事 大野元裕

提案理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、特別特定建築物に関する規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。

第三十八号議案

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第一項中「七百二十一人」を「七百二十三人」に改める。

附則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

令和三年二月十九日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提案理由

情報通信技術を活用した学校教育の推進等に対処するため、教育委員会事務局職員の定数を改定したいので、この案を提出するものである。

第三十九号議案

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県学校職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

職員種別	学校種別	職員種別	学校種別
校長及び教員（副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師をいう。）	県立高等学校及び市町村立高等学校（定時制の課程に限る。）	県立及び市町村立の特別支援学校	県立中学校及び市町村立中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）
その他の職員	七、八五九人	四、二六〇人	九、六七二 一六、五三一 人
	一、三八三人	四七八人	五一一人
			一、〇〇二人

附 則

- この条例は、令和三年四月一日から施行する。
- 改正後の第二条第一項の規定の適用については、令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間は、同項の表中「七、八五九人」とあるのは「七、九二二人」と、「九、六七二人」とあるのは「九、七七六人」とする。

令和三年二月十九日提出

埼玉県知事 大野元裕

提 案 理 由

高等学校及び義務教育諸学校における教職員の標準定数の変更のため、学校職員の定数を改定したいので、この案を提出するものである。

第四十号議案

埼玉県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

埼玉県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例（平成二十四年埼玉県条例第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ中「もの」の下に「（当該表示を開始したこと又は当該表示を継続していることに関する情報を当該視覚障害者が使用する通信端末機器に送信することができるものを含む。）」を加える。

附則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

令和三年二月十九日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提案理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則の一部改正を踏まえ、規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。